

平成18年12月8日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
11 番	寺 山	富 子
12 番	岩 吉	泰 彦

13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	欠	番
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	吉 田	正 明
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

10 番	北 原	慎 也
------	-----	-----

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	森 田	利 明
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総 務 部	長	唐	島		稔
市 民 部	長	坂	本	博	昭
産 業 部	長	山	本	克	樹
建 設 環 境 部	長	江	頭	毅 一	郎
企 画 課	長	北	村	建	治
総 務 課	長	北	村	和	博
財 政 課	長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税 務 課	長	北 御 門		敏	則
福 祉 事 務 所	長	迎		和	泉
保 険 健 康 課	長	岩	田	輝	寛
農 林 水 産 課	長	平	石	和	弘
商 工 観 光 課	長	福	岡	俊	剛
都 市 建 設 課	長	田	中	敏	男
環 境 下 水 道 課	長	亀	井	初	男
ま ち な み 活 性 課	長	松	浦		勉
水 道 課	長	藤	家	敏	昭
会 計 課	長	山	田	次	郎
教 育	長	小 野 原		利	幸
教 育 次 長 兼 庶 務 課 長		藤	田	洋 一	郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	川		宏
同和对策課長兼生涯学習課参事		関		正	和
農 業 委 員 会 事 務 局 長		一 ノ 瀬		健	二
監 査 委 員		植	松	治	彦

平成18年12月8日（金）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成18年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
12	9 森 田 峰 敏	1. 新幹線西九州ルートと県南西部地域振興策について 2. 鹿島市森林組合について (1) 佐賀県の常例検査の指摘事項と鹿島市の検査結果について
13	7 中 村 雄一郎	1. 新幹線長崎ルートと長崎本線の存続について (1) C A T V放映・県民の声は (2) 来年度予算編成に対する存続期成会としての行動は (3) 佐賀県による住民説明会について (4) 新幹線の是非と並行在来線問題、改めて議論を整理すべきではないか (5) 今後の運動展開と見通しと J R 利用促進 2. 行財政改革と人材育成 (1) 職員の資質の向上 研修制度の充実（民間との交流） (2) 協働化テストと N P O 団体の育成 (3) 行政評価システムの導入 3. 景観法及び文化的景観条例について (1) 鹿島市としての取り組み
14	15 中 村 清	1. 鹿島市の現状と課題について (1) 本市と県、国との連携について (2) 基本計画と地域振興について (3) 財政問題について

午前10時3分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

順次質問を許します。

まず、9番議員森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

おはようございます。9番議員の森田でございます。私は毎回、新幹線西九州ルート建設と長崎本線存続について、地域振興策の県の提案について、いろいろ質問してまいりましたが、市長の考えは、新幹線西九州ルート建設については費用対効果の問題で反対、長崎本線存続は、第三セクターの運営になると、いずれ廃線になると市長の判断で断固反対であり、振興策の協議については新幹線西九州ルート建設と長崎本線のJRからの経営分離を認めることになるので、協議には応じられないとの態度であります。

市長は、きのうも青木議員の質問について、県の言っているとおりにせろと私が言うように言っておられるが、県の言っていることに同意をせろとはだれも言っておりません。県の説明も、鹿島市の説明も、よく聞いて、市民の皆さんはどちらがよいか判断してくださいと言っているだけであります。

議員のこの質問に対して、市長は、自分の持論か、だれかの受け売りか知りませんが、答弁ではなく、いろいろな持論を申し述べられますが、私の質問には、質問したことだけに答弁をお願いいたします。

まず1点目は、きのう青木議員が質問されたように、11月14日、鹿島市内の若手経営者と知事の意見交換会があったことに対して桑原市長は、知事に対して抗議文をしたということだが、鹿島市民が自分たちの気持ちを自由に発言することはいいことではないですか。なぜ、そんな抗議をするのか。そのような抗議をすることで、鹿島市民は市長の許可がなければ何も話してはいけないような圧力を感じているのではないかと思います。このことについて、どう思っておられるか、まず質問いたしておきます。

次に、鹿島市森林組合への佐賀県の常例検査の指摘事項についてお尋ねします。

平成17年11月25日、26日の2日間にわたり実施された常例検査の結果について、ことしの2月に組合長あてに文書でもって報告がなされており、農林水産大臣官房協同組合検査部長通達により、適切に処理をするよう、平成18年2月6日に佐賀県生産振興部長より報告が来ており、鹿島市としてはどのように対処されたか、お尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

お答えをいたします。

きのうの青木議員のことで、たしか森田議員は、そのときおられんやっただすよね。退席しておられたと思いますが。結局、肝心のときに聞いておっていただかないとですね、こういうつながりが出てきません。

それで、まず御質問にだけお答えしますが、11月14日の鹿島市内の若手経営者との意見交

換会ですね、知事に抗議をしたということだが、それはなぜかと、こういうことでよろしゅうございますか。その理由を言えとですね。

まず、この意見交換会が市民から要望があったから受けたと、県は公式に見解を言っていますね。これはそうじゃないんです。また、森田議員も、市民が知りたかと言っておつとば、なし封殺すつかということですけど、順序から言えば、そういうことじゃないんです。これは、平成18年11月14日放送のあるマスコミの放送分で、知事は、「鹿島市に住んでいらっしゃる若手経済人の方々と知事との意見交換会、今夜予定されているということなんです、一体どういったものになるんでしょうか」という質問をされているんですね。いいですか、聞いてくださいよ。それに対して、「いわば鹿島市のあすを担う経済人の方とやりとりをさせてほしいということを申し入れをしていたんですね。それがきょうようやく実現することになったということなんです」と。知事は、こう答えられているんです。

県の方も、あなた方の論法も、いかにも市民が県に対して申し入れをしたから、それに応じたから、それでいいじゃないかという論法で言っておられますが、それは逆なんです。また、そのときの関係者、若手経済人の関係者からも幾つかのルートで聞いておりますが、県からの強い要望があったと、自分たちは断ったと、しかし、別のルートでああいうふうになったと、こういうことも聞いておるんですね。去年の10月のときも、そうですよ。

それともう一つは、私たちの約束は、事前に協議をするとなっているんです。一切の通知ありませんよ。協議ありませんよ。

それから、6項目の問題ですが、その11月14日のときも、これを鹿島市も入って公開にしておけば公開討論会になっているんですよ。市民の知る権利、言われるでしょう、県もあなたたちも。なぜ非公開なんですか。なぜ市は入れないんですか。我々は、県との約束で、そういう場合には両方入りましょうという約束をしているということなんです。それを県に対して私は言っているんです。県に対して、あなたたちは約束をしているのに、なぜ守らないんですかと。

私が言っているのは、昨日も言いましたが、この6項目というのは、今までの県と我々の話し合いの中でのいろんな約束でもそうですし、今後に関する約束を県はこうしますよと言っておられます。しかし、現実に関今でさえ約束を守れないような県なら、今後のことについても我々はこれは破られるかもしれんという疑念を抱くというのは本当でしょうもんと。だから、そういう将来のことに対する、今度は試金石ですよ。きのうも、これは青木議員に申しました。森田議員も聞いておられると思います。

やっぱりですね、特に県とか市とか、市民の皆さんによって支えられ、そして市民の代表で行政をつかさどっている我々の立場としては、約束をしたことを破るということが、どれだけいろんな悪影響があるかということを考えてくださいということを申し上げているんです。そして、この6項目の中で、両者入ってというのは、両者入ってと決めましたのは、そ

のときに、例えば、市民が聞きに来ているでしょう、公開討論会に。その市民の皆さんが再び同じメンバーで集まるという可能性はゼロに近いです。だから、そのときに来ておられる人たちに、県と市と両方入って、両方の機会均等的に同じ時間で説明をする、それぞれの立場から。それをそのときの出席している市民の皆さんに聞いてもらう。同じバランスで聞いてもらう。そして、判断すると、してもらおうと、こういうことのために両者入ってしましようという取り決めをしているんです。（「議長、ちょっとぎゃんことば何回でん聞いとられん。そがんと聞きよらん」と呼ぶ者あり）いやいや、あなたの質問に対してね、ちゃんとこちら側の考えを今説明しているんですよ。（「県との約束ば言いよったい」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

静かにお願いします。

○市長（桑原允彦君）続

人がしゃべいよるとき、あなたは私が言うても言うでしようが。ちょっとじっとしとってくれんですか。

それでですね、しかも、その約束は知事も認識しておられるんです。これも、ほかの記者会見でこういうふうに言っておられます。「呼ばれていても、県だけ説明するのはいけない」と、知事が言っておられるんですよ。「期成会の側も一緒にないとだめだというのが今のルールになっております」と、こういうことをちゃんと言っておられるんです。そういう認識があるのに、なぜ破ったんですかということを県に抗議をしているということなんです。そういうことなんですよ。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

森田議員から、森林組合のことでお尋ねです。

県の検査があつて指摘があつたと、市はその後、どのように対処されたのかという御質問でございます。

これは、谷口議員の御質問に助役がお答えしたように、私どもの検査権限は補助金に関してのみですよということをお答えしました。森林組合は、森林組合法で監督行政庁が都道府県知事ですということです。だから、都道府県知事、いわゆる佐賀県が全体的な森林組合の検査はされる権限がありますと。私どもは、三つの補助金だけに限って検査をしますということですから、対処したかどうかということの権限は市にはないというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

さっき、県からとか、鹿島市からとか、県から言うたから市の若者の経営者と懇談会を持ったということですが、知事は6日の一般質問の答弁の中で、鹿島市の人から言われたからして、テレビで、議会で公言しているんですよ。それは、ちゃんと新聞にもついておりますよ、ここに。読売新聞の6日の新聞を見てみんですか。ちゃんと、確認事項では、県から主体的に説明できないがて、いろいろやっぱり、県もそれは確認事項てんなんてんば使うて言いよらすとは言いよらす。しかし、実際、市からの要請でと言うとらす。県議会の一般質問を受けて、そのときそういうふうなことを言っておらすわけ。そいけんね、それを信用せんやったら、抗議ばせんですか、抗議を。（「だから、したったいね」と呼ぶ者あり）そいぎね、知事は言うとして書いちゃろうが。そいけん、そういうことをしたらよかたいね。（「そいけん、したて言いよっですたいね」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

やりとりをしないように。

○9番（森田峰敏君）続

したて。そいけん、知事の答えはどうやったですか。そがんとば言わんですか。したと言うだけで、結果を言わんなら、何もならん。

○議長（小池幸照君）

森田議員に言います。一問一答でいきますので。

○9番（森田峰敏君）続

いや、おれは、そいけん、今んとは、さっき市長の答弁に対してね、言いよっだけやつけん。

○議長（小池幸照君）

わかりました。続けてください。

○9番（森田峰敏君）続

そいぎ、質問をいたしますけどね、期成会というのは1市7町で発足しとっですよ。そのときは、市長と議会も、首長も議会も入って16団体おった。それが今は幾らおっですか。今は鹿島市と江北町の行政だけでしょう。そのように全部減っていっておつとに、期成会というのを今でもやっぱり使っているのか、その辺が市民は知りたかと思う。まずね、期成会、期成会、期成会として6項目の確約事項があるからと、そういうことを盾にとって、しょっちゅうそういう答弁ばかり。それをはっきり、そしたらね、期成会は今どこですか。それをお答えください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず1点目の県になぜ抗議をしたのかということで答弁をいたしましたら、知事は、テレ

びとか議会で、鹿島市民から要請があったからと言っていると。ところが、市長がそう言ったから、なし抗議をしないかと。だから、抗議をしたんです。言っているでしょう、そう、1回目の答弁ですね。

結局ですね、もう一回言いますよ。全然わかっておられないから、もう一遍言います。県はですね……（発言する者あり）いや、いいですたい。知事はですね……（発言する者あり）

県がですね、鹿島市民の方から要望があつて、要請があったから、あれをやったんだという言い方をされているから、抗議をせろと今言われた。もう既にしています、抗議を。なぜその抗議をしたのか。だから、抗議をしたんですよ。（「その抗議やなかもん。知事の発言に対して抗議ばせんかと」と呼ぶ者あり）知事の発言に対して抗議をしているんです。よう見てくださいよ。

○議長（小池幸照君）

お互いにやりとりしないように。

○市長（桑原允彦君）続

……聞いていないじゃないですか。知事の発言に対して抗議をしているんです。（「そいぎ」と呼ぶ者あり）そいぎで、それをやっているんです。きのうから、それを言っているじゃないですか。（「それはそれと違う。会議をしたことについて……」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

答弁を聞いてからやってください。それと、市長、お互いにやりとりしないような答弁をお願いします。

○市長（桑原允彦君）続

はい。

もう一遍、整理します。県が11月14日ですか、ことについて、鹿島市民の側から協議をしたいと、話し合いをしたいという申し出があったからやりましたという言い方をされましたので、そうではないという事実を幾つかつかんでいます、こっちは。現実には、そこに出席した何人かからもつかんでおります。県の方から強い要請があったからということもつかんでおります。あるいはまた、知事が鹿島から要請があったということは知っていますよ。新聞報道にもなされています。議会でも言われました、そういうふうな。それに対して抗議をしているんです。そうじゃないでしょうもんということを抗議しているんです。

それで、その根拠がさっき言いましたように、そのとき出席した当事者、あるいは県から強い要請を受けた当事者から、私は聞いています。

それからもう一つは、さっき言いましたように、ある報道の中で知事は、「鹿島市のあすを担う経済人の方とやりとりをさせてほしいということを申し入れをしていたんです」と。「それがきょう、ようやく実現することになったんです」と、別の場でこういうふうに知事

は言っておられるじゃないですかということを抗議しているんです。

もう一つ、県のホームページを見てみらんですか、森田議員。県のホームページにも、これと同じ内容のことが載っているんですよ。だから、ちぐはぐなんです、県が言っておられることは。それに対して申し入れをしたんです。それに対する答弁はどがんやったかと。この前、副知事さん来られました。そのことを指摘しました。それは持ち帰って、改めて返答しますという答えでありました。（「期成会」と呼ぶ者あり）

期成会というのは、今、鹿島市と江北町です。1市7町で発足をいたしました、市町村合併がありましたので、現実の市町村区割りで言いますと、1市3町です、期成会は。その中で、2町が同意をされた、2町は同意をしていないと、こういうことであります。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

今、1市2町が期成会と言うたね。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

訂正いたします。1市3町です。鹿島市と江北町と白石町と太良町。その中で2町、白石町と太良町が同意をされて、鹿島市と江北町が不同意と、こういうことです。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

それでは、ちょっとこの問題で長くしていいたら、森林組合の問題が時間がないようになってしまうので、ちょっともう、これは答弁はですね、いつも、私さっき言ったように、市長は同じことをごっとい言いおってね、もう耳にたこのでけとる。おいでん、言いゆっ。それで、私はね、この問題はあとまだ言うことあったばってん、ちょっとやめとく。

森林組合の問題について移っていきたいと思いますが、平成17年の2月18日に、鹿島市森林組合長から市長あてに「鹿島市職員による不当な公権力行使に対する疑義について」という不服申し立てが来ております。これは市長あてやつけん、市長は絶対見とっわけですね。これは、平成17年2月18日、鹿島市森林組合より市長あてに不服申し立てが提出されており、その内容は、市職員の行為に関するものであります。5項目にわたる市職員の嫌疑は事実無根であり、市において調査し、組合の監査会、理事会等において、その旨証明していただいたとのことであります。

そこで質問であります、森林組合より市長あて提出された不服申し立ての内容をお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えいたします。

それでは、17年の2月18日付で市長あてに森林組合から不服申し立てが出てきました。その内容をということです。固有名詞が入っておりますので、これは、具体的な名前は公表しないということで御了承いただきたいと思います。

多岐にわたっておりますので、趣旨の部分、冒頭、頭の部分だけをちょっと読ませていただきたいと思います。

表題は「鹿島市職員による不当な公権力行使に対する疑義について（不服申し立て）」
「平成16年12月3日から平成17年1月6日までの間において、当組合の指導事業中の下記の項目」、下記の項目と、多岐にわたりますけれども、「下記の項目に関して、貴市の」、鹿島市のですね、鹿島市の「職員某氏による当組合及び職員に対する不当な公権力行使と、その調査の内容、必要性、方法に疑義があります。また、当該職員の言動について不服があり、強く抗議するとともに、この件について関係者や当該職員について調査し、その結果等について回答されるよう要望するものであります」と。あと、下記の項目というのは、調査の目的とか調査の方法、それから当該職員にかけられた疑義というのは、当該職員というのは森林組合の職員にかけられた疑義、そういったのが項目になっているようでございます。

その項目についての調査のあり方に抗議をされているというふうに要約できるかと思えます。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

その不服申し立てについての要旨は、ここに私が持っております。大体それでわかりますけどね、ちょっと、言質を聞いておこうと思って、ちょっと私、聞いたわけよ。言葉で確かに言うのとつとば聞いとかなばいかんていうこと。

そして、市の今度は答弁についても、回答書については不服申し立ての内容については、そういうことはないというような回答になっている。そしたら、今度は県の条例検査がある。それも2月の10何日に来ておるはずさ。そいぎ、そがんとを監督官庁である鹿島市役所が知らんわけなかなと思う。それはね、谷口議員が質問されたとき答弁が全部、私から見たら、それからほかの人から見ても、逃げているんじゃないかというようにも思うとき。そういう思われ方でしょう。当たり前。そいぎね、きょう私が、当該職員に対して、余りにもね、守秘義務違反ということで処分をしておるばってん、こういうことを検査の、私はこぎゃんやって、県から情報開示で持ってきておる。それで、これを見て、余りにもひどいじゃないか

と。そういうことで、私はこういうことまでしたわけよ。

次に、鹿島市長より鹿島森林組合長に対して、前に申しました不服申し立てに対する回答がなされております。その回答は、決算書、貸借対照表、金銭出納簿、預金通帳などの関係諸帳票を精査したが、不適切な処理をして数百万円もの金が搾取された、操作されたという事実は見受けられなかったとしてあります。

そこで質問であります、市職員である当該職員にかけられた嫌疑について、平成17年1月7日に産業部長、農林水産課長が調査、確認をされております。その調査は、どんな方法であったか。単なる帳票類の突き合わせではなかったかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ここ、はっきりですね、何回も言っていると思うんですが、Aという職員に懲罰を科しました。そのことでしょう、言っておられるのは、まず。（「そういうことのあったけんということ」と呼ぶ者あり）

それで、これとですね、今いろいろ、森林組合からいろいろ申し立てのあったということは、これは別ですよ。Aという職員に、私たちは懲罰を科したのは、守秘義務に対して違反したからという理由でかけているんですよ。そこは、ちょっとまず御理解いただかないといけないと。そこは御理解いただけますか。（「わからんけん聞きよるわけ」と呼ぶ者あり）そこがわかってもらえんぎですね、ちょっとこの問題をいろいろ説明しても、ちょっとなかなか難しいですね。守秘義務に違反しているからですよ。（「守秘義務に違反しとっけん、処分ばしたっちゃろうもん」と呼ぶ者あり）そうです。だから、今いろいろ言っておられることは、全く別ということです。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

不服申し立てから回答するまで3カ月かかっつつですよ。何でそがんかかっつですか。私がさっき言うたの、経理関係の書類ば突き合わせとっだけやないかて。それを聞いとつとよ。何にもないて、部長も課長も言うとおわけよ。全然なかったて。それが正しいですね。

○議長（小池幸照君）

調査内容について。山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

不服申し立てが2月18日ですね。そして、今御指摘の報告したのが4月25日、2カ月ちょっとかかっています。長いのか、短いのか、これは別として、えらく長くかかったじゃないかとおっしゃっていますけど、これは置いておってですね。17年の1月7日に、森林組合に

産業部長と農林課長が行って調査をしたと。その内容はどういうものだったのかという御質問とか。私は、当時は違いますけれども、今はお二人ともおやめになっていますけれども、不服申し立てで各項目ごとにずっと指摘がありますから、それに沿って当然調べていくと思います。ただ、ここでぴしっと言うとかにやいかんのは、補助金に限ってですね、やはり、ここは原則ですから、ここに沿ってずっと調べてきたと思うんですよね。そして、結論的には問題ありませんでしたという報告を出したと。その間、どういう書類を調べるのかというのは、いろんなやはり書類を見ると思います。ですから、私は補助金に限ってのことに關しての調査をしたという、当時のお二人はですね、そういう認識をいたしております。

○議長（小池幸照君）

9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

もう部長も退職、課長はストレスで死んだ、そういうことを考えると、ちょっと不審な点が出てくるわけですよ。

それで、不服申立書の中には、もっとあなたたち、ここばようっと、ここで読もうか。びっくりすっごと書いちゃっよ。そいぎね、あとの検査書のことは言おうで思うとっばってん、言われんごとなってくっけん、よんにゆうかもん、指摘事項は。そいぎ、そがんとばね、何で鹿島市がしとらんかということた。きのうおとついの谷口議員の質問に対してでも、行政は余り答えんやったさ。監督官庁じゃないというようなことをして。補助金ば出しよっとやっけんね、ちゃんと検査ばして、指導ばすっくらいあらにや。先月の議会ででん、北村総務課長は、うそばっかり言うたけん、私が発言をね、資質を問うというようなことを言うたて、何もうさごとは言うたらんぎ、そがん発言を私、せじよかつですよ。そういううそを言わんでね、後でわかることじゃっけん。当たり前を当たり前、答えんですか。

あなたたちも見とっじゃろうもん、県の監査書は。検査書か。検査書を見とんないね、2月の何日じゃい来とっはずやけんね、もうがしこ時間たっつよ。これは、2カ月前ぐらいやったか、ある議員がこの議会で取り上げられて、これが発端になってしておるけど、これが発端になったということは、その前に市と森林組合とはいろんなやりとりがあったらうと思う。そういうところで議会も取り上げたことになっていると、私は思うけん。その辺のことを行政もよう考えてばい、それで答弁をしてくれんと。私は気の短かけん、ばぱっと言うけん。ぎゃんとは、県に情報公開なんか、私、せんでよかったとよ。何もしゅうで思うたらん。森林組合の組合さんば、困って思うて、私、困らすつために言いよっとやなか。あの人たちにためになるごと思うて、私は言いよっとやっけん。

○議長（小池幸照君）

一問一答でよろしゅうございますか。今の……。

○9 番（森田峰敏君） 続

3カ月以上もたって回答が送られてきたというのは、さっきも聞いたと思うけど、その点について、ちょっと答弁下さい。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議員の方からは、県の常例検査の結果報告書が市の方に送られてきていないかということでございますけど、私どもの方には届いておりません。

私どもに届きましたのは、職員が人事課に対して不服申し立てをいたしております。その審理がなされております。また、先ほど議員が言われましたように、県の生産者支援課に対して情報開示がなされております。その当初の1回分の情報開示の内容が申立人の弁護士の方から鹿島市に届きまして、その中で初めて、検査に対して改善事項ですね、黒塗りの部分を送られてきまして、その中で概要を知ることができました。

議員は、今お手持ちの上の方に、表紙の方を見ていただくとわかると思いますけど、「部外秘」という四角の印刷をしてあると思いますけど、そのことにつきましては部外秘ですので、行政監督官庁は県であります。そして、相手が森林組合ということで、鹿島市につきましては監督官庁じゃないということで、鹿島市の方には送ってきておりません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

情報開示をしたのは、した、そしたら黒塗りで来た、そして私が不服申し立てをした。不服申し立てをしたら、県の審査委員会から、2回審査会があつておる。それで出してきた。これは、私は議員であつて、議員がどがん使うたっちゃよかですよ。これは、組合員にもだれでん出してよかはずよ。そういう法令をちょっと勉強したぎ、そうなっているということで、それを盾にとって今のような発言をされることは、ちょっとおかしいと思う。補助金ばやいおっけんね、絶対、報告というか、そがんとのおいおっと思うよ。補助金ばやいおらんぎよかさい。補助金ば市の単独でやっとなるわけやから。報告書は、それをちゃんと調ぶつとが市役所の務めやろうもん。谷口議員の質問に対して答弁を聞きよつたら、監督官庁であるけど、調査権限はないと、そういうような答弁ばかりしよる。これは進まんばい。それで、検察庁かどこかで調べんといかんと、私は思うとつ。（「そがんしてください」と呼ぶ者あり）市長は一人で、今、そうしてくださいと言うけん、そうしゅう。

それじゃ、皆さんに、ここに私がもらつてきた検査書、部外秘でしちやつよ、部外秘で。社外秘やなか、部外秘でしちやつ。それでね、これは指摘がよんにゅうしちやつ。この検査書の説明をちょっと、第1. 検査の要領、第2. 総評、それから第3が主要指摘事項、8項

目あります。第4. その他の指摘事項が7項目あります。指摘事項だからというところまでございますが、特に主要指摘事項のうち、給与、それから手当支給の適正化について指摘事項を読んでみますと——ここをちょっと今から読むけん。よう行政の皆さんも聞きよんしゃい。

「主要指摘事項 給与、手当支給の適正化 給与、手当の支給に当たっては、規程等に基づき適切なプロセスを経て決定の上で支給すべきであり、透明性の高い運営を行っていくことが組合員の信頼にこたえるためにも不可欠であるが、次のような不適切なものが認められたことから、適正を期す必要がある。管理職手当、何々手当の」——黒塗りしてあります。特定の人物がわかるようなところとか、氏名は出さないようにという情報公開のあれでそうなっているようでございまして、これは黒塗り、そこはですね、黒塗りしてあります。「管理職手当、何々手当の支給根拠の明確化 貴組合では何々、何々、何々の3名に対して本俸の12%を管理職手当として支給しているが、鹿島市森林組合職員給与規程に規定がなく、支給根拠が不明である。なお、何々については管理職手当に加え、何々手当を支給しているが、同様に給与規程には定めがないこと。また、何々手当の支給額を平成15年度からそれまでの15千円を20千円に引き上げているが、理事会協議や組合長決定の内容が議事録や稟議書などで確認できず、引き上げの経緯が明確でないこと。以上のようなことから、職員給与規程の整備を行い、支給根拠を明確化する必要があること」となっています。

2番目に「管理者に対する不明朗な手当支給の是正 貴組合では、平成14年度末に管理職手当を支給している3名に対して、時間外手当を支給しないことの代替的な意味合いで管理職手当の16.5カ月分1,845千円を支給しているが、支給根拠がなく、いわゆるやみ手当に当たるものとの批判を受けかねないことから、是正する必要がある」。

3番目に「時間外手当支給の適正化 時間外手当は、給与と同様に毎月支給すべきところを期末に一括して支給している実態が認められることから、是正する必要があること」。

4番目に「賞与支給決定の明確化 14年度以降の賞与の支給状況を検証したところ、夏季、冬季の賞与支給に関しては理事会に付議されているが、14年度、15年度の期末賞与については理事会討議されず、職員と組合長が協議の上で決定したとのことであるが、稟議書等は整備されていないことから、決定過程が不明であること。また、下表に示すとおり、計画額を大きく上回る支給となっており、支給根拠が不明であること。特に、15年度は総代会において事業計画として承認されている額は、夏季及び冬季の支給をもって既に超過しており、また、前年度は期末手当の支給実績がない上、事業収益が大きく改善しているものでもない状況の中で、期末手当として2カ月分3,042千円を支給している。このように、総代会で承認を受けた計画額を大幅に超過した賞与の支給を行うことは、組合の収益圧迫につながるとされ、役員の忠実義務違反の批判を受けかねないので、組合員等からの不信を招かない透明性の高い支給方法を検討する必要があること」というふうに指摘をされております。

この夏季の賞与については、15年度を言いますと3,006千円、1人当たり、あそこは5名

おるそうですよ。5名で割ったら、611千円ぐらい。それから、冬季賞与は3,820千円、1人当たりになれば764千円。期末賞与というのは3月に出っとですね。それが15年度には3,042千円出ておる。1人頭になれば608千円ぐらいだ。それでボーナスを合計すると9,918千円、1人頭になれば1,983,600円になる。これは私が計算間違いかも知らんけど、今言うたことは大体合うとっと思うと、計算機でしとっけん。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

「給与決定過程の明確化 貴組合では、毎年5月に給料の見直しを行っているが、昇給基準が明確でなく、理事会付議や稟議書が整備されておらず、決定の過程が不透明となっている……」

○議長（小池幸照君）

森田議員に申し上げます。ただいま、ちょっと暫時休憩の動議が出ましたので、賛成の諸君の起立をお願いしたいと思います。

ただいま、暫時休憩という動議が提出されました。それで、賛成の諸君の起立を求めたいと思います。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

動議が成立をいたしました。

そこで、ただいま成立いたしましたので、暫時休憩を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

動議は否決されました。よって、続行してください。

森田議員、続行してください。なるべく、質問に値する部分のみお願いをいたします。

○9番（森田峰敏君）

「給与決定過程の明確化 貴組合では、毎年5月に給料見直しを行っているが、昇給基準が明確でなく、理事会付議や稟議書が整備されておらず、決定の過程が不透明となっていることから、今後は透明性の高い方法で決定するよう昇給ルールの整備を検討する必要がある」こういうふうにしてあります。

それじゃ、ここでちょっと休憩。

○議長（小池幸照君）

質問してください。

○9番（森田峰敏君）続

後でします。

○議長（小池幸照君）

いや、質問……それは全文を読まれたのみで、まだ質問が出ていないですよ。

○9番（森田峰敏君）続

いや、まだ続く。あと後半。これは、今、説明ばしよつとやっけんさ。後から質問はすっさ。（「今、質問の時間ですよ」と呼ぶ者あり）よかて、おいがちゃんとすっけん。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩します。

午前11時1分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、9番議員の一般質問を続けます。

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほどの森田議員の発言の中で、1人は退職をした、1人はストレスで死んだと、そういうことを考えると不可解、こういう発言がございました。極めて、これに私として遺憾であります。訂正と陳謝をお願いします。

それともう一つ、北村課長の方がさきの議会で告発の件をお答えしたときは、きちんと訂正の発言をしております。それをうそつき呼ばわりをされました。取り消しと陳謝をお願いします。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

ちょっと、今の、市長の発言と言っていると思う、答弁じゃなくて。私、そがんことは聞いとらんけん。

それでね、中橋課長のことば……

○議長（小池幸照君）

固有名詞は出さないでください。

○9番（森田峰敏君）続

いんにゃ、よかろうだい、もう。

そしたらね、固有名詞はいかんということやからね。亡くなった人だけど、おれはどがんでん、孝司郎ちゃん、孝司郎ちゃんて言いよったっじゃっけん。そがん言う間柄に育つとつ。ほんなうちの裏の裏からよ。子供時分から知つとつ。それで、そういうことでね、ストレスのあったということは事実やろう。私は感じとつよ。それで、そういうことを訂正せろて、おれは訂正せん。

それと、北村課長に今何とかって言うたって言うけど、9月議会で何も答弁の訂正ばせんて、後から検査がちゃんと来て、告発があつて、されておりますて、訂正したろうもん。そ

れまではうそば、ごっつい言いよったろうもん。それで私は言うただけよ。それがなかとに、そういう発言はしとらんですよ。何か人の言葉をしりとったごととして言われたら、おれはちよっともう、むかつく。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

9 番議員森田峰敏君の質問を続けます。9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

午前中に続きまして、もうちょっと読ませてください。

役員への旅費支給の適正化、役員報酬の適正化、利用事業の適正化というようなことも指摘してあります。「利用事業について検証したところ、16年度の国土保全機能維持森林整備事業、鹿島市の単独補助事業について、既に補助金3,000千円を受け入れ、事業も完了したとして市に対して実績報告を行っているが、受益者が負担すべき負担金を徴収していないこと。なお、この未収になっている負担金3,132千円の事業未収金として計上したまま、検査日現在に至っても受益者へ請求を行っていない」というような指摘もしてあります。

それで、ちょっとこれを読んでいたら、まだ切りがございませんので、市の方にもこの報告書は来ていると思うので、どういうふうに処理をされているのか、そういったところはちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

先ほど、9 番議員の発言の中で、監督庁である市という発言がありましたが、十分御理解をいただいていると思いますので、改めて説明を申し上げます。

昨日の16番議員の質問の中でもお答えをしておりますように、組合は法により設立された団体でありまして、組合全般の運営に関し、指導、監督、検査する権限は行政官庁である佐賀県の任務であるということは御理解をいただいていると思います。市は、きのうも申し上げましたとおり、立入検査ができるのは補助金交付規則に基づき補助した事業の財務事務に限定をされるわけであります。

先ほど、るる読み上げられました県の常例検査事項は、まさしく県の業務として当該組合に報告されたことでありまして、市としてはその内容を知る立場にはないし、同様な業務内容について検査する権限もございません。

市と当該団体との関係について御理解をいただくため、市の補助金について、少し説明をさせていただきます。

当該組合に対する補助は、組合の運営を支援する補助金ではございません。厳しい林業情勢の中、所有者の施業意欲の減退により放置山林が増加し、ひいては水源保全機能を失うこととなることから、行政としても何らかの支援が必要であり、三つの補助金として総額10,000千円を交付いたしているところでございます。

ちなみに、その中の一つの事業につきましては、民有林施業計画の指導、民有林の保護、境界管理などの専門的知識を有する組合職員に指導をお願いするもので、3名の給与の半額程度を必要経費として計上をしてあります。組合職員は、もちろんその業務のみに従事をするわけではなく、残りの給与については組合会計より支出をされているところであります。したがって、市が給与制度等について立ち入って調査、検査する立場にはございません。

また、補助金は、交付規則に基づき、事業完了後、実績報告を提出させ、市はその報告書を精査し、事業計画どおり実施されていることを確認の上、補助金を交付するものであり、その時点で——その時点というのは、事業完了報告書が提出をされたときに十分、担当職員が実績確認をなしておけば、改めて立入検査をする必要はないところであります。

以上のようなことから、これらを精査した結果、適正に処理されていることを確認いたしております。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

今の助役の答弁によれば、森林組合の事務事業というか、業務の運営については、何ら手落ちはないと、正常に処理されているというようなことでございますが……（「違います」と呼ぶ者あり）違う。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

補助事業として実施した事業について、その会計処理が適正になされているかどうかというのを精査して、間違いがないということを確認いたしましたとお答えいたしました。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

どうも、わかりました。補助事業についての審査ですね。そういったことは異状はないということでありますけど、それに県の検査書には主要指摘事項として8項目、それから、

その他の事業でも指摘事項としては7項目か幾らかあったと思います。その点で、市の審査と県の検査書とでは大きく違っていると。それで、その辺のことをですね、ちょっと我々はそういうふうに、私は受け取りますから、こういうことは議会議員、鹿島の市議会として、議員の特別審査会でもつくってやらねばいかんように私は考えております。

そういうことですので、これはいずれ、きょうわかるわけじゃないと思います。今から先、我々も研究していくし、他の団体からも出てくると思いますし、そういったことではっきりするんじゃないかと私は考えております。

今からいろいろ聞いても、きのうの谷口議員の質問に対しても、監督の立場であって、審査する権限は持っていないというようなことを再々言っておられるようですから、私が幾らここで言っても、そういう答弁しか返ってこないと思いますが、今まで私がずっと読み上げましたけど、そのことについて、市の補助団体としてどのような考えを持っておられるか、その点を聞いておきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市は監督の立場であると言っていない。市は監督の立場ではないと言っているんです。それから、指摘事項は県と森林組合の関係、あるいは森林組合の総会との関係、森林組合内部との監査の関係です。鹿島市は、市が補助した分についてだけの監査の権限を持っていますということを言っているんですよ。鹿島市は監督権限はないんです。法律上、そうなっていると何遍も説明しているはずです。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

ちょっと私、頭が悪いけんが、何遍聞いてもわかりません。しかし、補助金を出しているなら、補助を受けた側は、それを報告する義務があると思うですね。そういうことであれば、県の審査というですか、そういったものとも絡んでくる場合が出てくるんじゃないですかね。出てこないですかね。ちょっと私は、その辺が理解できません。県との絡みがですね。補助金を出しておるのは、やっぱり鹿島市だけでしょう、そりゃ。ほかの、例えば、農協、あるいは漁協、そういったこともあるかもわからんですね。しかし、そこの辺をですね、県との関係がないというとは、ちょっと私もわかりません。それでは、県の方に私も行って、聞いてきましょう。そうしないと、私も理解ができません。

それじゃ、きょうはこれで終わります。

○議長（小池幸照君）

以上で9番議員の質問を終わります。

次に、7番議員中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎でございます。通告しておりました大きくは3点について質問をさせていただきます。

今回通告いたしておりますのは、第1点目が新幹線長崎ルートと長崎本線の存続について、2点目、行財政改革と人材育成、そして3点目は、9月議会で時間が十分になくて掘り下げることができなかった景観法及び文化的景観条例について、以上3点の質問をいたします。

まず、新幹線長崎ルートと長崎本線の存続についてでございますけれども、けさの佐賀新聞の声の欄に、鹿島市の48歳の男性の方から「税金の使途に関心を払おう」ということで投稿がございました。税金を納めるときには関心があっても、使い道には無関心ということで、現在の国の財政状況、このような中で新幹線長崎ルートを2,700億円かけてつくることの意味があるのかというような問いかけであったわけですが、その中で、物質的な繁栄、発展だけではやがて行き詰まり、永久に心の満足感はないでしょうということ、それから、民意を各自が持ち、選ばれた人が税金を有効に生かしているか、政治に関心を持ってほしいという結びになっておりましたけれども、このことに私は大変共感を覚えました。

11月24日に生放送された「長崎スペシャル 新幹線長崎ルートは必要か」の録画を拝見いたしました。まず、このような番組を製作したNHK長崎放送に敬意を表したいと思います。

佐賀県内では、11月の1カ月間に県内のケーブルテレビを通じて鹿島市の広報番組が流されました。佐賀県では、それ以前から推進の広報番組を流されていたわけですが、鹿島市がなぜ同意をできないかという理由が県民の皆様には少しは御理解いただいたのではないかと思います。

佐賀県以上に熱望している長崎県のマスコミが新幹線の是非を考える特集を組んだのです。賛成3名、反対は、鹿島市長は中継の立場で参加をされましたけれども、市長を含めて3名——失礼いたしました。市長は反対ではなくて、疑問ということで当初パネルに書いておられましたけれども、賛成が3名、反対2名、疑問が1名、それぞれ論戦を行い、視聴者からも多くの意見が寄せられました。公開討論会の開催が膠着状態の中で、佐賀県のマスコミもニュース枠ではなく、ぜひ取り上げていただきたいものだと思います。

番組の流れは、経済効果、財政問題、並行在来線、また八戸や阿久根の事例等を出しておられましたけれども、賛成派の方々の御意見は、山陽新幹線との乗り入れで観光客がふえる。遠くから来る人、遠くへ行けるというサイフォン効果を期待したい。反対派は、時間短縮と建設費の費用対効果。地元は310億円、これは長崎県の負担ですが、負担をするわけだが、残りはだれが払うのか、借金につながるというような指摘をされておりました。道路も新幹線もと何でも欲しがるという手厳しい御意見でした。また、視聴者からも多くの意見が寄せられ、その中には県民投票をやるべきだというような御意見もありました。

私は、佐賀県でもぜひこのような論議をオープンにやるべきだと思います。

昨日、青木議員からの質問の中で、このことに関して市長は少し答弁をなさっておられましたけれども、あえて県の皆さん方に申し上げたいと思います。過日開催された交通体系等特別委員会の報告会や鹿島市のこのような一般質問、県の方ではすべて見られているようですので、恐らくきょうのこの一般質問の録画も見られることだと思います。そこであえて佐賀県に対してお願いをしたい。古川知事のオープン、現場、県民協働の考えからいくと、新幹線問題は整備新幹線3線同時着工という今のタイミングがあるにしても、やや拙速だと思います。堂々と市長と対談をしてほしいと思います。

先ほども述べましたけれども、昨日の市長の答弁では、長崎県にもこの「長崎スペシャル」に対して出演要請があったが、県が断られたこと。佐賀県でも、以前にテレビ対談の企画があったけれども、これも佐賀県が断ったというようなお話がっておりますけれども、正々堂々と県民の前で議論をするべきだと考えます。

まず、市長に、このテレビに出演されて感じられたことを率直に感想をお聞かせ願いたいと思います。

2点目に、行財政改革の人材育成ということで質問をいたします。

まず、職員の資質の向上に関してです。

公務員と民間企業の仕事は、職務内容の違いにより、単純には比較できません。また、各部各課により多忙な時期と比較的ゆとりのある時期があります。夜間の会議や土日の勤務もあり、財政基盤強化計画の中で職員の削減が進められる中で、1人当たりの仕事量は増加傾向にあると考えられます。それぞれ係ごとに一生懸命仕事を責任を持っていただいておりますが、市民の目は常に厳しいものがあります。民間との比較をしながら、公務員はというような言い方が時々なされます。

そこで、職員の資質の向上に向けての努力は常になされなければなりません。今日、市からの派遣、あるいは個人の意思で市民として、参加の方法は別として、民間の活性化団体、例えば、フォーラム鹿島や田沢記念館のユースカレッジ、ボランティア団体、消防団、PTA、環境・福祉団体等への参加が多く見られます。そのことは各自の資質の向上と市民の評価に大いにつながっております。社会変動の激しい今日、常に研さんをしなければならないと思いますが、現在どのような研修がなされているのか、その内容、中身、予算についてお尋ねをいたします。

次に、協働化テストとNPO団体の育成についてお尋ねいたします。

佐賀県は、2004年10月に地方分権、自治体財政の悪化、少子・高齢化、環境保全、産業の空洞化などへ対応するために、行政のみでは限界がある、地域課題を解決することが求められているとして、市民団体とともに課題解決に取り組む県民協働を提案いたしました。協働とは、異種異質の組織が共通の社会的な目的を果たすために対等な立場で協力して働くこと

を定義してあります。協働の対象は、市民社会組織の中の市民活動団体、ボランティアグループ、NPO、自治会、PTA、婦人会、老人会などです。県が民間から募集した提案数が子育て相談、ごみ処理など、11月末までに361件あったそうです。今後、県民との意見交換を通して、役割分担をしながら協働化テストを練り上げていくということです。

その中で、最も期待をされているのはNPO法人で、現在、県内に申請中のものを含めると約242団体あるそうです。NPO法人になると、任意団体とどう違うのかと話がよくあります。設立するのが面倒くさい、報告義務がある、法人税を払えるのかというようなデメリットが先行しているようですが、私の体験で申しますと、メリットとして、1. 社会的信用の増加、2. 団体名での契約や登記が可能になる、3. 責任の所在と組織の継続性、4. 官公庁からの事業委託や補助金が受けやすい、5. 情報の入手が可能、情報量が増加する、6. 金融機関との取引もやりやすくなることなどがあり、法人税の均等割も収益事業をやっているければ免税になります。

そこでお尋ねいたしますけれども、県内におけるNPO法人の状況、市町村別といいますか、10市での構成比がわかればお知らせをいただきたいと思います。また、鹿島市におけるNPO法人の数と活動分野、鹿島市へ権限を移譲されたNPOにかかわる業務内容と本市の県民協働といいますか、これを市民に置きかえてみたいと思いますけれども、市民協働への取り組みをどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

3番目に、行政評価システムの導入についてお尋ねをいたします。

この問題は、17年度の決算委員会で数名の議員の方からも指摘がありました。改めて、その意義と必要性について質問をさせていただきます。

行政評価は、全国の自治体で既に取り組みがなされており、鹿島市でも数年前に5段階方式で実施をされておりますが、余り評判がよくなかったということで、現在は取り組んでいないようです。ここでは、茨城県の守屋市の例を挙げながら取り上げたいと思います。

守屋市では、行政改革推進のための実施計画に基づき、数年前から導入をされました。その目的は大きく三つございます。一つにはアカウンタビリティ、説明責任の向上。二つ目が自治体経営の質の向上。3番目に企画力、政策形成能力の向上。以上、三つの大きな目的があります。その中身として、総合計画の体系に基づく施策に対する施策評価と具体的手段である事務事業に対する事務事業評価から成っております。本市でも第4次総合計画の見直しがなされましたが、その違いは、見直しを体系的に客観的に評価できるシステムを導入してなされていることです。施策評価では、施策の目的はどこまで達成されたのか、施策の中でどの事業を優先すべきか、施策目的、目標達成のための事業の組み立てはどうあるべきか、事務事業評価では、どの上位計画にどれだけ貢献したか、より成果を上げるためにはどうあるべきかという視点からチェックがなされております。

平成17年度の行政評価の結果、前年度の717事業のうち、廃止または休止をされた事業が

35事業、終了した事業が18事業、改善された事業が243、継続が421という結果が出ております。

この守屋市は、ここに資料を持ってきておりますけれども、これは小さくて見えないと思いますけれども、一つのこういうマネジメントシートという、ちゃんとしたものが確立しております。恐らく、これは全国のあちこちで取り組みがなされていますので、このようなものがもう既に、入手をしようと思えば整備をされているんじゃないかと思いますけれども、このようなものを使って客観的な評価をなされております。

じゃ、その評価をどう生かしていくのかということでございますけれども、その評価を受けて、翌年度の市政運営方針が市長から伝達をされています。鹿島市においても先日、予算編成方針が伝達をされたと聞いておりますが、前年度の決算の数字だけではなく、客観的な視点で検討された行政評価のもとでの予算編成が理想と思われそうですが、いかがでしょうか。

そこで具体的にお尋ねいたしますけれども、鹿島市における施策や事務事業評価を現在はどうのようになさっておられるのか。その結果、平成17年度から18年度に向けて事業の内容がどう変わっていったのか、お知らせをいただきたいと思います。

次に、大きな3点目として、景観法及び文化的景観条例についてお尋ねをいたします。

景観法と文化的景観条例の取り組みに対する考え方を9月議会で私は質問をいたしました。景観法に関して、県から担当課である都市建設課に対して、景観養成団体になる申し入れをする計画があるかどうかという打診があったけれども、今のところそういう考えはない、未定という回答をしたということが答弁をされました。また、文化的景観条例に関しては、今後の課題という答弁が、これは企画課長の方からあっております。景観法や文化的景観条例は、これは前回も述べたと思いますけれども、市長が標榜する大いなる田舎づくり、このことをいかに表現していくのかということだと思っております。都市や農山漁村における良好な景観形成促進のため、景観計画の策定を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、個性的な活力ある地域社会の実現を目的としている法律です。

日本の町は、全国同じようにバイパス沿いに同じ看板の店舗があり、どこへ行っても町の歴史や特徴がないと言われております。ヨーロッパの町と違い、京都や奈良など一部の地域を除くと、特徴のない金太郎あめ型の町ばかりです。直接、景観行政団体になるのは県ですが、県と連携、協議の上で市町村も景観行政団体になれます。その分野は自然、歴史、文化的な景観から、重要建造物や樹木、道路、河川、森林、農業振興地域など多岐に幅広い分野にわたっております。

全庁的に検討をして、県の申し入れに対して返答をすべきだったと思いますが、いつ返答されたのか、市長はこのことを御存じだったのか、また、今後どのようにされるか、お考えをお尋ねして、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、NHK長崎による番組に出演をいたしました。先日もちょっと申し上げましたが、感覚として、私自身が長崎県に乗り込んでというような感覚が、どうも長崎県民に失礼じゃないかというような感覚も持っておりましたので、当初はそういう点でちょっと固辞をしておりましたが、テレビがこっちに来てくれると、鹿島市役所にですね。じゃ、身をこちらに置きながらメッセージを送るのは、それぐらいはいいじゃないかと、そういう私自身の感覚の問題でしたけど、そういうことで最終的に出演を決めました。

それで、先ほど御指摘ありましたように、実は、長崎県当局も出演しますという、初めの私に対する説明でしたけど、結果的に長崎県当局も出演されませんでしたし、また、佐賀県に対しても出演依頼をしているということでありましたが、その出演もございませんでした。

ちなみに、もう少し申しますと、来週か再来週、佐賀市である討論会が主催者があってやりますが、そこにも佐賀県に対して私たちの方も出演依頼をしましたし、その実行委員会の方からも出場依頼をされましたが、県は出場を拒否しておられます。

佐賀県でもオープンに議論をやるべきだというふうに思いますが、やはりある形にこだわった公開討論会というのは、今、期成会と佐賀県の間でなかなか今前に進むことできないでおりますが、こういうふうな形では、どんどんやっぱりやるべきだと思うんですね。そういうことで、しかも、これは佐賀市でやる場合には、6項目は抵触しない、沿線エリア以外ですからね。これはやっぱり、県民の皆さんに知る権利を、知る権利ということを考えましても、どんどん私も出演しますし。必ず私は、それで県に事前に調整をしております。この佐賀市でやる場合についても、県の方は、それはやぶさかでございますと、私が出演するのは、そういう事前調整もした上での出席でございます。

さて、出演、NHK長崎に出演しての率直な感想をということではありますが、結局、推進の、この長崎ルートの建設推進論者は、極めて考え方、あるいは表現が、推進の根拠ですね、なぜ推進と思っているかという根拠、聞いておきますと、極めて抽象的なんですね。私は、できるだけ実証的にやっているつもりですが、その表現とか考え方は極めて抽象的であります。しかも、その根拠が、「ひかり」や「のぞみ」が来るという前提で時間短縮効果とか、あるいは経済波及効果とか、こういうことを考えておられる節があるなというふうに思います。

やはり、長崎県の県民に対しても、「ひかり」や「のぞみ」は来ないですよ、はっきりやっぱり言うべきであります。そのことを感じました。このことは同様に、佐賀県にも私は申し上げたいと思うわけではありますが、いろいろな推進大会をしておられますが、その場合もひかり待望論というのが出てくるんですね。それに対して、やっぱり県当局は、はっきり「ひかり」は来ないんですよ、その上で考えてくださいということをやったり言ったりいかに

んと思うんですね。

12月1日の、これは新聞に載っておりますが、武雄市議会、これは推進派のみの27人で、新幹線推進派ですよ、27人で構成している武雄市議会の議員連盟の研修会でも、長崎ルートは在来線区間では200キロに達せず、新幹線とは呼べないのではないかと。それから、在来線を走る現在の計画では時間短縮効果がわずかで魅力がないと、こういうことをやっぱり言うておられるんですね。だんだん長崎ルートに対する中身の理解が少し深まっているんじゃないかと思えますし、きょうの先ほど議員言われました——済みません。きょうの投書にも、鹿島市内の方、新幹線長崎ルートには、「ひかり」どころか「こだま」も来ることができずと、2,700億円もかけてやっていいのかと。つまり、「ひかり」も「のぞみ」も「こだま」も来ることができないんですね。こういうことをやっぱり長崎県とか佐賀県もはっきり言うべきだと思います。

そして、NHK長崎の番組の中でお示しになりましたから、そのとき初めて知りましたが、ことしの秋にNHK長崎で県民アンケートをとっておられると。それで、新幹線が必要と考える人、それからどちらかといえば、これを含めて必要という人が46%、それから、どちらかといえばも含めて不必要と考えている人が51%、46対51でNHK長崎のアンケートでやっぱり不必要と考えておられる人の方が多いと。ただ、その番組では、どちらかといえばという割合が多いということも同時に指摘をされました。ということは、やはり新幹線長崎ルートの実態、中身をもっともっとやっぱり県民に知らせるべきだというふうに思いました。そういうことを率直に感じました。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

職員研修についての御質問でございますので、お答えをいたします。

職員研修は、社会経済状況の急激な変化、地方分権、厳しさを増す財政状況の中で、職員がさまざまな課題に的確に対処できるように研修を通じて、職員の意欲、能力の一層の向上を図ることを目的に実施をしております。

研修の内容といたしましては、特定の行政分野における高度な事務処理能力の養成を目的とした専門実務研修、直面している行政課題についての研修となります自治政策課題研修、また情報政策研修などになります。

研修は、佐賀県市長会が主催するもの、千葉市にあります市町村中央研修所での研修への参加、また、現在の業務遂行において研さんを含めるために自主的に行う自主研修、また、市の全職員を対象とした、また一部の職員を対象とした市の独自研修などがございます。

研修に要する予算でございますけど、平成16年度が1,673千円、平成17年度におきましては1,680千円となっております。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは、中村議員の大きな2番目、行財政改革と人材育成の中の2番目の協働化テストとNPO団体の育成の中で、現在、県内におけるNPOの状況についてお答えしたいと思います。

市町別にわかればということでありましたので、お答えをしたいと思います。現在、県内でNPO法人の設立状況は、先ほど言われましたように、全体的には、ことしの12月1日現在で242、確かに設立をされたようであります。しかしながら、この間にまた、設立はしたけれども、解散したのが12ぐらいあって、実質的には現在230と認識をしております。

そういうことで、県内の市町別の設置状況でありますけれども、県内10市すべてに設置がされております。そして、町におきましては、玄海町を除くすべての12町、これについても設置をされているようであります。一番多いところは佐賀市の92法人、一番少ないところでは市では多久市の4法人ですね。現在、鹿島市では7法人であります。以上が県内のNPO法人の設置状況でございます。

それから、市では市民協働ということでもありますけれども、これについての考え方ということでございますが、御承知のように、全体的な大きな国の流れといたしまして、民でできるものは民でという流れがございます。市といたしましても、行財政改革大綱、あるいは財政基盤強化計画等を定めまして、今後、スリムな行政を目指して取り組んでいかなければならない状況となっておりますのでございます。

そういう意味で、この県民、あるいは市民協働というものを一つの重要な方策といいますか、施策であり、私どもは今後は十分これに注目をしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

政策評価、それから施策評価、事業評価、これをまとめた行政評価についてでございますが、我々は、御指摘のように、国とか一部自治体がやっておりますような体系的な評価のシステムとかマニュアルとかはまだ持っていません。そこで、鹿島市の現在のやり方というお尋ねでございますが、鹿島市においては、こういった系統立ったやり方は持っていませんが、評価と同じような考え方をやっております。重立った事業につきまして、鹿島市に根づいたやり方として施策とか事業とかの取捨選択をしております。ある政策とか施策、それから事業、これを継続すべきかどうか、あるいは時代とともに役割を終えたり、市民の

要請に沿って新規に展開すべき事業はないか、こういったことを内部とは言いながらも判断をしているのが鹿島市のやり方でございます。

これは、まず課内での検討、ここが第１段階に來ます。それから、実施計画でのヒアリング、それから予算の事情聴取、それから最終的に庁議と、こういった場面場面で議論がなされてまいります。当然、このときにはその事業の必要性とか優先度、それから地元の意向、財源の手当て、こういった評価と言うべきものが伴ってまいります。これが現在の鹿島市のやり方でございます。

そのことでどう変わっていったかと、こういった事業、施策がどう変わっていったかというお尋ねでございます。こういった論議をしますことによりまして、具体的にここで事業がどうなった、事業の名称がどうであるということは挙げることはできませんが、こういった事業をやり方を変えて額を削減したりして実施をするとか、それから、実施そのものをやめたりとか、先送りして、ことは見合わせようと、そういったことに変わっていったものが、ちょっとここで数どれくらいということを経ることはできませんが、そのように変わっていております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

私の方からは、御質問の大きな３番の景観法及び文化的景観条例についての御質問につきまして答弁をさせていただきます。

この景観法制定の背景と理由といたしましては、近年、経済社会の成熟化に伴いまして人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、生活空間の質の向上という観点から、個性のある美しい町並みや景観の形成が求められるようになってきています。こういった中で、景観法制定前に全国各地で500以上の景観に関する自治条例が制定されるなど、良好な景観形成に向けた取り組みが進められてきておりました。しかしながら、このように景観条例の制定が進む一方で、基本理念など国民共通の規範がなく、条例を支える法律の根拠がないこと、また、既成手法として届け出勧告制にとどまっております、強制力を持たないなどの限界も指摘されておりました。必要な場合に一定の強制力をも行使し得る法制度の創設が求められていました。

また、国土交通省におきましては、平成15年7月に美しい国づくり行政大綱を発表し、行政の方向を美しい国づくりに向けて転換を表明し、その中で景観に関する基本法制定を具体的に施策として掲げていたところでございます。さらには、政府全体としても観光国行動計画を策定し、地域の個性を磨き発揮する１地域１観光を推進するための重要手段として、景観に関する基本法制定の整備が位置づけられたところでございます。

これらのことを背景といたしまして、景観法が制定をされたものでございます。

この景観法の内容でございますけれども、景観法は、その内容によりまして大まかに景観に関する基本法的な部分と良好な景観の形成のための具体的な規制や支援を定める部分に分けることができます。基本的な部分では、良好な景観形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにしております。具体的な規制などの部分では、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける行為規制、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観形成に関する事業などの支援などについて定められております。

この景観法の制定により、今後の展開でありますけれども、強制力を有する規制を行うことが可能となるなど、景観行政もより実効性のある取り組みが求められる段階へと移行していくこととなります。

しかしながら、今回のこの法の制定は、あくまでもツールを用意されただけで、この制度が各地域に活用されてこそ、初めてその効果が発現されるものであります。したがって、今後の運用に当たりましては、景観法の基本理念の趣旨などを踏まえまして、地方公共団体が地域の独自性を生かしつつ、制度を活用していくことが求められています。

特に、ここから一番大事なことだと思いますけれども、景観形成のためには、行政だけでなく、先ほどもこの法律は強制力を有する規制を行うことができるということで申し上げましたけれども、規制や制限というものが伴います。このことを地域の住民の皆さんが自分たちの問題としてどうかかわっていくかが最も重要なことだと思っております。そういった意味で、景観に対する地域の住民の皆さんの関心がどれくらい高まるかということが今後の景観法の普及、啓発にとって非常に重要な点であると考えております。

以上が景観法制定の背景と内容及び今後の展開ということで御説明をいたしましたけれども、文化的景観条例も同じような考え方でできたものでございまして、御質問のこれからの市の取り組みはということでございますけれども、このことは、議員もおっしゃいましたように、複数の課にまたがります。そういったことで、庁内で議論をしながら、まず研究をさせていただきたいと思います。そのためには、若干時間をいただきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

それでは、2 回目の質問をさせていただきます。

新幹線長崎ルートと長崎本線存続について、一応項目を五つほど挙げておりますが、少し前後することもあるかと思えます。よろしくお願いいたします。

今、市長の方から、NHK長崎の番組に出た感想を聞かせていただきました。その中で私も感じたことですが、推進をされる方々のお話を聞いていると、確かに抽象的で、ちょっと突っ込まれると言葉を濁されていたというようなところで、何といいますか、矛盾といいますか、それぞれの中で、西九州の一体的発展という大きなスローガンといいますか、新幹線長崎ルートをつくる大きなスローガンがあるわけですが、細かいところになると、まだまだ十分に検討されていないなというところを私も感じたような次第であります。

まず1点目は、ここに項目を挙げておりますけれども、きのうもこれも青木議員の方からございました。CATVで県内に11月の1カ月流されたわけで、50ほどですか、メールやファクスが来ているというようなお話でしたけれども、その内容に関しては、昨日は御紹介していなかったと思いますので、主にどういう声があったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

きのうの青木議員のお尋ねにもお答えをいたしましたように、ビデオを放映してから、約50件程度のいろんな御意見をいただいているということを紹介したところであります。その内容はということで、もう少し詳しくということですが、一つここにお手紙をいただいておりますので、それを御紹介したいと思います。これは、ある団体からでございます。「こんにちは。お疲れさまです。先日から新幹線長崎ルートと長崎本線の存続のDVDを貸していただき、ありがとうございました。やはり長崎本線は絶対に残していかなければいけない生活鉄道であることを強く感じます。特に、高校生の通学には必ず必要であり、廃止されれば通学費負担が大きくなり、教育の機会均等を奪い、教育格差をつくる結果になることは明らかです。これは、地域格差にもつながってきます」という内容でございます。

こういったお手紙で来たもの、あるいは電話でいただいたもの等がほとんどで、50件のうち47件ぐらいがそういった激励の内容でございました。

そしてもう一つ、要望意見といたしましては、県との話を進めてくださいとか、もう少し内容をお知らせくださいとか、そういった要望意見も二、三件ありました。

以上が主な内容でございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

いろんな形で声が届いていると思いますが、ただ、いかんせん、CATVでの放送ということですから、視聴率ということで考えると、先ほどのNHKが放送されたり、ほかの民放が放送されたりするのからすると、限定をされるということで、まず効果のほどとい

うのは、やはり期待するほどまでは上がってこない面もあるかとは思います。

それで、今後、市長としては県民の皆さん方に対して鹿島市の現状を訴えていく手段として、第1には公開討論会を県の方に申し入れをされておりましてけれども、今のところ膠着状態だということで、これをどのような形で打破をしていこうとされているのか。6項目の確認書に関しての答えが返ってきていないということはあるわけですが、具体的に何か方策、お考えがございますか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今議論をしておりますような公開討論会、これは私自身は市内の議論はある程度深まって、そして私たちとしては結論を出しているわけですね。市の方向というのは、もう決着をしております。これを堅持するだけですので、今後はステージを県内、国内に、次のステップに移ります。その一環として公開討論会を県に申し込んだわけですが、いわゆるこういう形でなくても同様の効果があるようなこと、例えばCATV、今、県はCATVでやっておられる。我々もやりました。これも目的は一緒なんですね。県民の皆さんに私たちの考え、立場と、県の考え、立場を両方言う、言い合う、こういうこと、これが目的なんです。だから、公開討論会が進まないならば、こういう形にこだわらないで、同様の目的を達成するようなことならば、どんどん行くべきだ。私自身は、やや今まで遠慮をしておりました。ただ、やっぱりもう県内世論へステージを移すべきだという、私自身の方針を固めましたので、いろんな団体とか地域から、そういう出演、あるいは出場の申し出があれば、どんどん出て行って、まずそういうことをやっていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

今、市長は、市内での議論は深まったということで、同意をしないということは、これは地元説明会をやりながらやっていただいておりますけれども、市内での議論の深まりに関しては、またちょっと後ほど触れたいと思います。

今後は、ステージを県内、あるいは国の方へ移していきたいということで、これは一昨日の新聞だったと思いますけれども、武雄と嬉野の市長が冬柴国土交通大臣に対して要望活動を、これは2回目だと思いますが、なさっております。市長も、かねてから国の方へ働きかけをやりたいというようなお話が、これは6月議会でそういう形を言われたと思いますけれども、あっておりました。今が一番、来年度予算の編成に関しては重要な時期で、そのようなことで両市長は大臣へ直接要望活動をなさっておりますわけですが、このことはいかがですか。国、政府・与党に対しての働きかけを、みずから現状を訴える予定はないの

かどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

国に直接行くということも、私たちは、今までのやり方としては県を通じて私たちの意思というものを伝えていただいていると、そういうやり方で仕方がないという立場をとっておりましたが、本当に私たちの考えが伝わっているだろうか。どうも新聞なんか見ますと、まだ同意がとれていないですけど、何とかしますと、それぐらいのことしか私たちに伝わってこないわけですね。私たちは、今後も同意をしないんですよと、それから、いろいろな中身についても、やっぱりちゃんと伝えるべきだと思いますので、そのことは実は今やっておりますが、年末、市議会、こういうスケジュールを考えますと、年内にはなかなかスケジュールの調整がつかないようではありますが、引き続きやります。また、年内は無理でも、また中央政府、あるいは中央のマスコミ等についてもどんどんどん我々もアピールをしていく、こういうことをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

今の時期は、まさに今そういう時期に来ているのかというふうに思いますので、そういう行動も起こして、鹿島市、あるいは並行在来線沿線が置かれている立場をぜひ強調していただきたいというふうに思います。

次に、佐賀県による住民説明会のやりとりも、二、三の議員の方々から質問があって、その中で常に出てくるのが6項目の確認事項についてなんですけれども、県は、この6項目の確認事項に違反はしていないというようなことで、このようなことを進められていると思うんですけれども、鹿島市としては確認事項に抵触するということで抗議文を送られたわけですね。そこのお互いの解釈の違いが6項目の中のどこにあるのか。この6項目を見ますと、6項目の6番目だと思いますけれども、期成会エリア内の住民説明会等は、県と期成会間で調整の上、開催することとし、県と期成会の合同方式を基本とするということですね。紛らわしいのが、この等という字と、住民説明会等の等と、合同方式を基本にするという基本の部分、ここが解釈の違いなのかなと思うわけなんですけれども、この辺は県とどのようなところが解釈が違うんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

現在まで、説明会等の等とか、あるいは基本とする、このことはお互いの中での協議の議

題には上がっておりません。とにかく、住民説明会をする場合には、先ほど森田議員の御質問に対しても答弁いたしました、そのときに説明会に来ていただいている住民というのは、その一人一人というのは二度と、その組み合わせってないわけですね。確率として、ほぼゼロに近い。じゃ、全員さんに同じように県の考え、それから私たち期成会の考えを聞いていただくためには合同方式としよう、これをまず申し合わせました。そして、当然、じゃ、住民、市民の中から要望のあった場合はどがんしゅうかという話も事務レベルで、あるいは副知事さんとかと協議したんです。それは確認できないだろうと。片方が住民から出たけんがと、うんにゃ、そがんじゃなかった、県が言うたといってもね。あるいは、市の場合も一緒です。市がやる場合も、うんにゃ、これは住民が言うたこと、あるいは、うんにゃ、市が言うたけんがと。これは確認できないだろうから、この合同方式というのは、そういうものも含めて合同方式にしようということをしてですね、文書には出ておりませんが、確認しているんです。ここの結論までに。このことを1週間ばかり前、副知事さんがお見えになったときも、そがんやったでしょうがということを確認したら、これは副知事さん、認められたんですね。だから、合同方式ということは生きているということを我々は主張しているわけです。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

今、副知事も認めたということですよ、そういう鹿島市として抗議をして、主張をしているけれども、それに対する答えは返ってきていないということですね。それはそれで、いずれ答えが返ってくるんじゃないかと思えますけれども。

ここにも、先ほど言った住民説明会等とか、この等の字、あるいは合同方式を基本とするという、この辺の解釈があろうかと思いますが、その前に、県と期成会間で調整の上、開催するというふうになっておりますから、これは事前協議ですよ。いわゆる事前協議をして、それでやりますよということを、今回の知事の例をとりますと、やりますよということを話をして、当然、じゃ、市長も一緒にということに鹿島市側は言われると思えますけれども、いや、それはちょっと待ってくださいとなるのかですね。その辺のやりとりは別として、この調整が今回はなされなかったというふうに理解をいたしたいと思えます。

ただ、このような解釈の違いがある中で、今、市長はこのことを盾にして、県と交渉を行われているわけですが、ただ、このことだけではですよ、6項目にこだわってばかりいては問題解決にならないんじゃないかという、いわゆる市民の意見はあるわけですね。これは前の方々も言われました。

それと、市民での議論は深まったということで、確かに同意をしないということで議会もその決議は認めましたし、そのような流れになっているわけですが、まだ市民の皆さん方の中にはいろんな御意見があります。ただ、そういう意見にはですね、同意をしないというこ

とを決まったといいながらも、やはり耳は傾ける必要があるんじゃないかと。そういう皆さんとも、今、市長、ほとんどお話をなさっておられないと思いますが、やはり十分にそういう方々とも議論の場はつくるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、事前調整、事前に調整するとなっていますね。昨年の10月の件も、ことしの11月の件も、事前に何の調整どころか、知らせもないんですね。私たちは、その日になって、今回の場合、知事さんのきょうの予定ですか、新聞に載っていますね、あれで知って、そして担当者レベルで、これは確認事項違反やっか、このことが原因で1年間も停滞しているのに、またこれを重ねられるということは、県には協議を再開する意思というのはないのかと、そう思わざるを得ないですよという強い抗議までしております。

昨年の10月にも、直前に知りまして、私も直接担当部長とも話をしました。全然話にならないわけです。もう、そういうふうにしますと言うだけです。何で事前に知らせて、調整なりともせんやったのかと言っても、全然話し相手にならんとです。

結局、私が言っているのは、6項目にこだわっているように見えますが、先ほども言いましたように、今からの協議とか、いろいろ言われますが、その中で出てきたことを県が守る、やっぱり守るということを我々は確認しておかないとですね。どうせ、約束をしたり話をしたことが、約束はもう平気で破られるということになれば、やる意味がないでしょう。だから、この6項目というのは基本的なことですから、これは守りますよと。ここの確認をさせていただきますということなんです、私が言っているのは。

だから、先ほど言いましたように、一つだけ、例えば、残ったと、問題が。それくらいのことでは協議再開しないとは言いませんよ。ただ、一つの理由がうんと言われたからといっても、それはない。全体でですね、県は約束事を守るんだということをこの6項目によって試金石として、これで確認をして、次に進むべきだというのが私の言い分、考えなんです。

それから、市民の意見には耳を傾ける、これもそうです。結局、市民に会合するといっても、県と合同方式になるんですね。決めていますから。私は守るんです。以前に、市民の中からも、もっと意見を聞かせてくれという要望が私にありました。だから、県に言いました。これ、確認事項ですからね。県も出席をしてもらいました。その上で討論会をしました。こういうことならやっていいんです。私の方から破るということはしません。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

いずれにしましても、県と市の今の膠着状態がどのようにしたら前に進んでいくのかです

ね。県の方が、同意をするまで、どんどんどんどん攻めてこられるわけですから、そういう形で進んでいくと、なかなか難しいところがあるわけですが、少し胸襟を開いて、いろんな意見は聞いていただきたいというふうに思います。

次に、新幹線の是非と並行在来線問題、改めて議論を整理すべきではないかというようなことを書いておりますけれども、このことは市長みずから今議会で何回となく、そのような発言をされています。副知事の発言を例にとりて、だれが考えても佐賀県にはメリットはないということを前提にしながら、それでも国の政策だからということで県が進めてこられるわけですが、また、県民も県民アンケートでいけば、過半数以上の方、55%程度が反対をされている。先ほど、長崎県の例もそうです。このことは、まだまだ長崎ルートそのものの検証が十分になされていないということじゃないかと思うわけです。20年、30年先の将来のことを決めるわけですから、本当はここがしっかりと話をされなければ、前には進んでいけないと思うわけですね。県は、時間がないと言われるでしょうけれども、平成8年当時と同じような話があって、今日まで十分時間があつたわけですが、その間には何もなかったということで、ここは県にも落ち度があるのではないかと思います、どうしても振興策を受け入れろと言われる皆さん方と市長の議論を聞いていますと、そのところが合っていない。そういうことで、改めて、やはり新幹線の是非というものを十分に議論をやるべきだと。これは、鹿島市がやるというよりも、これは県がなさるべきなんですけれども、そのように思います。

その上では、武雄市の議員連盟の方々が、今の計画では効果がないようなお話をされたということで、ということは、イコール、フル規格でしょうね。確かに、フル規格にするとコストがかかりますので、税金との関係でいきますと、むだな公共事業という指摘が当たるかもわかりませんが、ここは議論としてはフル規格も検討しながら、フル規格でやった場合にはどうなるのか、やはり佐賀県としてはフル規格はやらないというふうに言われていますけれども、そこもやはり県民の皆さんにちゃんとデータを出しながら議論をやって、その上で必要であればつくっていかねばならない。振興策云々はその次の問題と私も考えますが、その件に関していかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

全くそのとおりなんです。私が言っているのは、一遍ゼロに戻しましょうやと。もともとですね、古川知事が知事になられてからですね、春になれましたが、その年の秋に、ゼロからの議論をしますからという約束のもとで協議が始まったんです。あるいは、私たちの同意がない限り自分も同意をしないと、この二つが約束やったんです。ところが、県の方針として、協議も、私たちの同意ももちろんない、協議していないですから。何のそういうこ

ともないまま、新幹線推進ということを同意をするということで、それでそれ以来ずっと新幹線推進ですよ。だから、それはおかしいじゃないですかと。あの約束、何やったのですか。実は、6項目のことだけじゃなくて、こういうことが絡んでいるんですね、私が言っているのは。だから、何の約束といっても何もないんじゃないですかと、これくらいは守ってくださいよということなんです。

それで、結局、平成30年までですね、今やっておかんといかんと。待っていいじゃないですか。本当に必要だったら、地方も賛成しますし、国もやると思うんですね。それをいかにも、これ以降はチャンスがないと。本当にそうでしょうかね。全国、まだ新幹線待っているところ、いっぱいあるんですよ。

そういうことで、私はやっぱり、一遍ゼロに戻すべきだと。これは何回も今まで県に主張しているんです。それをまずやった上で、本当にゼロから積み上げていく、こういう議論なら十分に、また自由に調整ができると、意見交換も、県内世論も活発になっていくと思います。だから、具体的にはこういうふうに言いました。8月末までに結論を出していると。だから、これは決着ですと。しかし、県が、この新幹線長崎ルート問題をゼロに戻しましょうといえば、私も引っ込めましょうと。こういう言い方で言ったんです。やっぱり、そうすべきですよ。そうしないと、ここ2年ぐらいの間の、結局、県と私たちの関係の、これは積み重ねですから、実績として残っているんです。その中で取り交わされた約束というのは、当然生きていく、これはやっぱり重視をしなければいけないわけですよ。だから、一遍ゼロに戻したら一番いいんです、それが、どちらも。それは、県が一遍ゼロに、もう推進の立場もうやめますと、ゼロから議論し直しましょうといえば、そうですかと、じゃ私も経営分離に同意しないということもゼロに戻していいですよ、また積み上げていいじゃないですか。それが一番いいんですよ。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

県がゼロに戻せば、同意をしないという決定は白紙に戻してもいいと、そういうことですね。

本当に、これは知事が今回の県議会の方でも推進をするというのは発言をされておりますけれども、本当はやっぱり、これは古川知事さんをお願いしなきゃいけないわけですが、もう一度、県民とそういう議論をして、新幹線が必要かどうか、必要ならばつくっていくということを県民の皆さんが納得の上で進めていただきたいなというふうに、私も思うわけですが、けれども、原則的にはそういうことで、私はそういう考えなんです、しかし、政治は動いています。非常に厳しい状況もあるわけですね。

平成19年度、また予算がつくんじゃないかというような形で言われているものと、もう一

つは、一部市民の方々も心配されるのは、国の基本スキームが変わった場合に、じゃ、どうするのかという問題があります。この基本スキームは、政府・与党の合意、平成8年の12月25日に整備新幹線の取り扱いについて決められておりますけれども、この中で、並行在来線が肥前山口から諫早間とするというのは、これは決めたのＪＲですね。これは確認をしながら進めたいと思いますけれども。ＪＲが経営分離区間を肥前山口から諫早間にしたということ、そして、その並行在来線の経営分離についての沿線地方公共団体の同意取りつけが着工の条件だという形になっておりますけれども、じゃ、ＪＲが並行在来線を、いつかの議会で市長は、佐世保線をすっぎよかというような発言をされましたけれども、佐世保線を並行在来線にという話がありましたが、もしそうなった場合には、我々、長崎本線沿線の同意は必要なくなるわけですから、我々の意見は逆を言えば通っていかないという心配もあります。

国がこのスキームを変更する、変えていくという動きも一部には聞こえてまいりますが、そのような政治の動きに関して、鹿島市として対応できる場面とそうでない部分とあるわけですが、どのように考えられるのか。

また、久間先生が、これは「サンデープロジェクト」に流れた中で、着工さえすっぎどがんでんなっというような発言をされていますよね。ということは、鹿児島ルートと同じようにスーパー特急方式で進めておいて、フル規格に途中で変えられた段階で、佐賀県としてはどうにもできないというような、そういう流れも出てくるわけですが、非常にこういう揺れ動く政治情勢の中で、ここを市長はどのような形で取り組んでいこうと思っておられるのか、非常に難しい問題だと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、来年度どうなるだろうかということですが、これは私はことし当初から、ことしぐらいまで通すやろう、来年ぐらいまではつくっやろうなど、二度あることは三度あるとも言いますしね。しかし、来年度になって、仏の顔は三度までとも言いますので、大きな山場が来るだろうという予感はおしておるわけですがですね。

この基本スキームが変われば、つまり並行在来線の区間の沿線の全市町の同意がないと着工しませんと、このスキームのことですよね。それで、まず、このことは前の議会でも申し上げましたが、理論的にはこの基本スキームを変えるということは可能でしょう。それは国会ですから。それで、ただですね、じゃ、政治の現場、あえて言えば今の日本の国の状況の中で、特に財政状況ですね。こういう中で、それができるかと。私は、そこにかかっていると思うんです。

自民党政権は、西暦2011年までに、とにかく今の借金体質を変える、その入り口としてプライマリーバランスをとると、あと5年後にですね。つまり、借金払いが今しながら、また

借金を重ねているわけですが、結局、さらに借金を重ねないようにするためには、2011年までプライマリーバランスをとるということでありますが、そのやり方というのは簡単なんです。歳入をふやす、これは税収アップのこと、これは当然やられるでしょう。あるいはですね、今度は税率のアップ、税収アップじゃなく税率のアップ。例えば、消費税等ですね。こういうこともしなければ、とてもプライマリーバランスが5年後になるようになりません。しかも、その税収アップ、税率アップだけではプライマリーバランスとれないんです。今度は歳出削減ですよ。その中で、福祉関係の削減、あるいは公共事業の削減、こういうものもやっていかないとプライマリーバランスはとれません。これを両方にやって初めて、5年後の目標が達成できるかということで、今、安倍内閣はそのことをいろんな議論をされていると思います。

そういう中で、福祉も削り、ほかの公共事業も削りという中で、我々の今までのスキームの中にある我々の同意がとれないままに、果たして強行できるかと。ここなんです。このことに対しては、私たちもやっぱり税金の使い道についてはいろいろ物を申ししていかなければいけないというふうに思いますし、この税金問題で言いますと、長崎県も佐賀県も、県支出の分だけを言うんですね。新幹線建設に対する、佐賀県に今217億円ですか。これで済むからと。我々は市民であり、県民であり、国民であります。それは当然、市税、県税、納税のタックスペイヤーです。こういうものまで、やっぱり国税として国の支出についてまで我々は考えていかなければいけないというふうに思いますが、まず第1点、スキームが変わればということでは、プライマリーバランス、そういう中でそれができると、現場の政治として。

それからもう一つは、これは極めて私たちにとって最大の味方であります。佐賀県知事さんが、皆さん方が知事さんにお会いに行かれたときにです、2年前。我々の同意がない限りは、くい一本打たせませんと言われたでしょう。幾らスキームが変わっても、知事さんのその約束があるんです。具体的に、くい一本打たせないといえどどういうことかといえど、幾ら国で予算をつけても、県予算をつけないければ、これはできないんです。そういう方法も知事さんにはあるわけですので、私たちの知事、佐賀県知事が約束されたこと、これは最大に我々は尊重をし、それでそうしてくれるだろうというふうに思っております。

そうなった場合どうかということです。戦略論にもこれは抵触してくるわけですが、私は最後まで同意しないということを何が何でも貫きます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

今、国の問題を少し取り上げましたけれども、このようなこともありますので、やはり国の方へは生の声を届けていくべきではないかというふうに思います。この問題だけしていま

すと、あともう時間がないので。

最後に市長にお願いしたいのは、6項目の中に、2度ほど、協議が誠意を持って進められていく中においてはというような表現があるわけですね。県は、6項目のことで綱引きをやっていますと、その誠意の部分で、ここに引っかけた形でまた約束違反じゃないですが、そのようなことをなされないとも限りませんので、今後の取り組み方として、野球でも相手を打ち取るためにはストレートだけでは打ち取れませんので、たまには変化球を使って、いろんな形で県とも、あるいは市民の方とも対応しながら、この問題には今後対処していただきたいと思います。

次の問題に行きます。

職員の研修の問題で御答弁いただいたわけですが、今回、この問題を私が出したのは、ある市内の大手の会社の社長さんから提案をいただきました。鹿島市の職員も、民間の企業と人材交流した方がよかよというような御提案をいただいて、これはいいことだなということで、私もその場で思ったわけですが、確かに今、財政基盤強化計画の中で削減をしておられますから、その余裕がない、厳しいということはわかりますけれども、官民協働という言葉があります。民間のいろんな考え方、取り組み方を役所内に入れる、あるいは民間に出ていって吸収をする、このことはぜひともやっぱり取り組むべき価値があることではないかと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、御所見をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

民間の企業へ職員の資質の向上のために派遣をという御質問でございます。

今先ほど議員の方が申されましたように、現在、鹿島市におきましては財政基盤強化計画ですね、職員数を減じている途中でありまして、今のところにつきましては民間企業に対して職員を派遣いたす余裕はないということは御理解いただきたいと思います。

また、民間の方を市の方への派遣の受け入れでございますけど、市の業務にはたくさんの個人情報を持っておりまして、守秘義務ということから、受け入れには課題がありまして難しいというふうに思っております。

ところで、桑原市政誕生後、市の職員も一地域人としての地域活動に積極的に参加をと、地域において貢献をという方針のもとに、市の職員も地域のさまざまな行事、活動に参加をいたしておりまして、市民の皆さんと交流を行っております。その中で幅広い、奥深い体験、経験をさせていただいておるところでございます。

例えば、現在、消防団員として活動している市の職員につきましては45名おりまして、そのほかには学校の保護者会、PTAなどの役員、またスポーツ少年団の指導者、また地域お

こしグループへの参加、ガタリンピックや地域イベントなどの裏方役としても職員は数多くの参加や協力をいたしておりまして、これらの活動参加につきましても、私どもは職員研修の一環ではないかということにとらえているところでございます。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

人的には余裕がないということがわかっておりながら質問をしておりますけれども、それと、市の業務の守秘義務の問題があるということもありました。このようなことに取り組んでいる自治体もあるかと思しますので、県の方でも、県は教職員との交流だったと思いますが、そういうことをなされていますね。ほかの自治体の例も研究しながら、取り組めればやっていただきたいと思います。

それから、協働化テスト、NPOの育成に関しましては、鹿島市が県内230ぐらいあるうちの7団体ということで、多久市がもっと少なかったわけですが、市民との協働、これは市長もプロ市民という言葉が使われていますし、市民との協働を進めていかなければならないということを常に言われておりますが、それをどういう形でやっていくのかということを考えますと、やはりNPO団体を育成して、市民とお互いが分担をしていくという考え方は必要かと思いますので、今のところ鹿島市としてNPO団体を推進するような形でのことは余り聞いたことがありません。ぜひ、市としてもそのような形で取り組んでいただきたいと、これは要望にとどめておきます。

それから、行政評価システムに関しましては、北海道ニセコ町の例も決算委員会の中では出させていただきました。ニセコ町は、この評価の中に民間の方々を入れていらっしゃいます。民間から町民有志による評価作業部会で行政評価を行っているということで、先ほどのお話ですと、課内で検討したものを実施計画、それから予算ヒアリングの庁議という形で説明をされましたけれども、そこに客観的な目が入る場面があるのかなということを感じました。いきなり市民というわけにはいかないと思いますが、客観的な目をどうやって入れていくのかということもですね、それが議会だと言われればそれまでなんですけどね。ぜひ検討をしていただきたいと思います。

最後に、景観法に関してですけれども、具体的にどこを、どの地域を景観地域に指定するという考え方は今のところ私は持っておりませんが、今後、鹿島市の中には残したい風景、あるいは文化、各地区にあると思います。これは先日、能古見地区が出されました能古見百景の本、伊東議員もちょっと紹介されましたけれども、あの本を見ておきますと、そういう思いが本当に伝わってくるわけですね。そういうものを残していきたいということがあの本につながったということで、これは直接、景観法を意識してつくられたわけじゃありませんけれども、そういう思いだったと思います。ほかの地区にも、そのような考え方があろうかと

思いますので、これは本当に政策的な問題です。大いなる田舎づくりですので、市長として、この景観法に関して取り組んだ方がいいと思われるのかどうか、これは市長、じかに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

概要で言いますと、やっぱり必要だとは思いますが、ただ、これはいろんな制約も入ってくる可能性もあるわけですね。ですから、住民の皆さんとのコンセンサス、こういうものもありますので、今から議論をしていきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

以上で7番議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時34分 休憩

午後2時44分 再開

○副議長（吉田正明君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、15番中村清君。

○15番（中村 清君）

15番中村清でございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

ことは鹿島市にとって本当に大変な年でした。台風災害により農家の方々、漁業者の方々、本当に苦しい思いをされておられます。今夜はお火たきですけど、本当にことしの災いをすっかり燃やし尽くして、来年いい年になれば、そういう願いでございます。

さて、質問のテーマは、鹿島市の現状と課題についてということで、1点目が本市と県や国との連携について、2点目が基本計画と地域振興について、3点目が財政問題についてでございます。これらのテーマについては、ことしの3月議会、6月議会と、2度にわたり質問をまいりましたが、ことし1年を振り返る意味において、重ねて質問をしたいと思います。

なぜ、これらのことについて何回も何回も質問するのか。それは、鹿島市の未来像を考えた場合、今どうしても私たち鹿島市民が考えなければならない最も重要な課題であると思えるからであります。特に、この1点目の本市と県や国との連携ということについては、JR問題で極めて対立した状態にある今の状況を考えた場合、市民の皆さんの心配は日増しに大きくなってきていると、こんな気がいたしてなりません。私も、このことについてどのような決着になるのか、また対立した状況はいつまで続くのか、極めて憂慮すべき事態であると考えているわけです。

桑原市長はことし4月、JR問題を争点に掲げ、見事当選されました。その考えは、きのうの青木議員、きょうの中村議員の質問でも明らかなように、一つの信念を貫かれている、大変立派なことだと思います。ただ、来年4月には県知事選がございます。これまた、新幹線推進の立場で政治公約として再出馬されることになっております。もし、ここで古川知事が再選されれば、これまた県民の意思ということで、その政治姿勢を貫かれることになろうかと思います。そういうふうに私は想像をいたしております。

我々は、鹿島市民であり、佐賀県民でもあります。この対立した構造、市民の大多数の方々が心配されていることと思います。私も当初は、JR長崎本線の存続のため、県庁にも行き、反対陳情をし、国会へも、国土交通省へも要望活動をしてまいりました。しかしながら、JRが存在する今、本市の状況を考えた場合、本当に鹿島市の20年後、30年後はどのようなのだろうか、子や孫たちはどんな判断を、どんな評価をしてくれるのだろうか、深く心配するわけです。

さて、本論に入りたいと思います。まず、本市の現状の状況はどうか、繰り返しますが、何点か重要な点を申し述べたいと思います。

まず、今の本市の状況は、1点目が、あの養護学校です。県や国の出先機関の武雄市への移転、保健所とか食糧事務所、今後も心配されることは農林事務所や土木事務所、このことは前に申し上げました。このことがまず1点です。県との関係。2点目が、NTTや九州電力、または銀行などの営業所の移転、もしくは廃止。3点目が、今の商店街、見てください。大変な売り上げの減少です。そして、空き店舗もまた、つくったもののふえております。店舗の閉鎖は年ごとに厳しくなっているばかりです。そして、4点目が、合併をすれば340億円、350億円の経済効果があるんだ、そういう言われ方をしておりましたけど、合併にも失敗いたしました。おまけに県は、合併しなかったところには新規事業は認めない、はっきり明言をされております。5点目が、鹿島市の少子・高齢化社会の突入です。今現在、4人に1人が65歳以上、これがあと20年、30年後、3人に1人が65歳以上という極めて厳しい現実が待ち受けております。6点目が、高速交通体系から外れた本市の今の状況、企業誘致もほとんど来ておりません。先日、ジェイエイビバレッジ、来たと申されましたけど、あれは小城と鹿島の合併ということで縮小されて来られたと、そういうふうに聞いております。そして、7点目が、基幹産業である農林水産業の所得減です。従業者の、仕事に携わる人の高齢化、これまた本当に厳しいものがございます。昨年度の価格の低迷、そして台風災害等による大打撃、言葉にあらわせない厳しさを今感じているところでございます。

これらの状況を克服するために、市民の皆さんが今必死になって努力されている方々、また、どうしようもなくあきらめた方々、さまざまであろうかと思います。また、ここにおられる職員の皆さん方も、本当に鹿島の将来を憂い、心配されて、心痛されている方がほとんどだろうと思います。

先ほど述べましたとおり、今改めて私が感じることは、鹿島市だけの単独での財政力ではほとんど何もできないと思うわけです。市税の伸びも全くない、産業の振興も厳しい、公共事業も減少する一方、若者はふるさとをあとにして出ていく、高齢化比率は高くなる一方。この現実を見たとき、何としてでも私は、県や国とのパイプをしっかりとつなぎ、国、県の支援をしっかり受けて対応していかなければならない、ますます衰退の一途をたどる本市であると、そう感じてなりません。

そこで1点目の質問ですが、J R問題で対立されていますが、基本的に県や国との関係をどのように対応され、どのような姿勢で対応されようと思っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、2点目が、ことし4月、話題になりました中山間地総合整備事業の問題です。約10億円余り、4月、予算がつきませんでした。6月も補正予算ついていません。9月もついていない。その後、どうなっているのか。いよいよ、もう来年の予算申請。県の方は議論をされていると思います。本市としては、どういう要望活動をされて、この中山間地総合整備事業、来年度どうなるのか、見通しはあるのか、2点目にお尋ねをいたします。

3点目が、さくら通りについてでございます。私は、6月議会で質問いたしました。そのときは、まだ完成していないという答弁でした。今から、どう効果を出していくか。その6月議会が終わった後、7月には完成式典が終わりました。その今の現状の状況を市当局はどのように評価しておられるのか。先ほど中村議員も、やっぱり一般市民の反応はどうか、そういう方々の意見も取り入れたがよいではないかということを申されましたけど、市当局はどう考えておられるのか。あわせて、県当局の評価はどうだったのか、お尋ねをしたいと思います。

4点目が、企業誘致のプロジェクト、これは市長が当選された後、すぐプロジェクトチームをつくり、若者が鹿島に残れるように、いろんな方がIターン、Uターンということで地元就職できるようにということでプロジェクトチームをつくると言われましたけど、どのような考えと行動をされたのか、県との関係はこれまたどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

また、5点目が、土木事務所、農林事務所は耐震構造になっていない、だから、これはよその地区の皆さんと一緒に存続するように要望をしていただきたいということを申し述べましたが、果たしてこのことはどうされたのか、お尋ねをしたいと思います。

大きな2点目が、基本計画と地域振興についてでございます。

今回の第4次総合計画の見直しは、平成13年に作成された計画を、時代の変革に対応できないので、10年計画のものを5年の中間点で見直したということでございますが、この計画書を見て、その財源はどうされるのか、その計画の実施に当たり予算はどうなっていくのか、非常に心配をするわけです。

皆さん御存じのように、本市の今の財政状況は本当に厳しいものがございます。歳入となる税収は、この10年間横ばい状態が続いているし、国からの交付金も減少の一途をたどっております。また、合併の失敗により特例債も認められず、合併できなかったことで県からの新規事業も先送りの状態、支援も得られない、そんな中での基本計画の見直しであります。本来は、市民に夢が持て、暮らしがよくなるようにという願い、目標に向かって努力する、頑張れば夢が実現するんだと思いたい、がしかし、本市の財政基盤強化計画でも明らかなように、平成22年度までは毎年4億円の削減目標があり、いかに合理化するか、市民へのサービス低下、住民負担の増大など、じわりじわりと市民へその財政問題が直接響いてくることは明白であります。

そこで1点目、基本計画の実施に当たり、具体的に何を優先して取り組まれるのか、どのような順番で取り組まれようとしているのか、お伺いをいたします。

2点目が、このような計画書の作成に当たり、この10年余りの間にかかった経費は各課にまたがっていると思うが、総額どのくらいになるのか、お尋ねをしたいと思います。

3点目が、第2次産業の振興の分野で、この基本計画の中に、今度つくられた計画書の中にありますけど、本市の製造品の出荷額の減少と従業員数の減少であります。出荷額が平成12年度で392億円、これが16年度では329億円、約60億円の減少であると。たった4年間の間に60億円の減少、15.3%の減少であります。従業員の数が平成12年が2,726人、平成16年が2,338人、388人の減少。結局、388人の方が働き場所がないと、そういうことになるろう、14%の減です。この現実をどう思っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

次、4点目が、この基本計画書の23ページ、商業の問題です。平成14年度、従業員の方が3,300人です。これが平成16年度では2,740人、560人の減であります。たった2年間です。売上高が平成14年度で544億円、そして16年度、たった2年間のうちに504億円、これまたピークのときから40億円の売り上げの減であります。この現状を市当局はどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

5点目が、財政の問題です。11月24日、「自治体の財政悪化とまらず」という見出しで、行政サービスの余裕が全くないということで日経新聞に大きく報道されておりました。本市も財政基盤強化計画で、いかに経費を削減するか努力されているわけですが、この基本計画の実施に当たり、財政の裏づけはどのように考えておられるのか、具体的にわかりやすく説明をいただきたいと思います。

○副議長（吉田正明君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

御質問の内容を今ここで初めてお伺いいたしております、このことに対して的確に答え切るかどうか、ちょっと自信がないところでございますが、今、かなり多くの点を言われま

したので、私の方で答えられる分だけについては、そのようにしてお答えをしていきたいと思います。

まず、一番当初の県と市の連携についてでございますけれども、これは議員言われますように、鹿島市の財政だけではどうにもならないというのは当然のことでございます、これは御指摘になるまでもなく、我々が身にしみて感じているところでございまして、すべてのことは県と連携をとりながらやっておるということは御理解をいただきたいところでございます。

ただ、だからといって、国と県、これの言いなり、これでよいのかということは言えるかと思しますので、そこは私どもの方も、本当にこういったことでいいのかどうか、そこは十分に検証をしていく必要があるかと思えます。

それから、ちょっと順序がばらばらで逆になるかも知れませんが、土木事務所、農林事務所、これに対しての要望と、移転しないようにというような要望をやったのかということでございますが、これは年度をちょっと忘れましたけれども、市に対して、これは全部の市でございますが、市に対して、個々の出先機関の考え方というようなものの照会がありまして、このことについてはきちんとまとめておりまして、私どもといたしましては、もう状態のいかに問わず、とにかくそこにおっていただくだけでいいということを、これは私は申し上げてまいりました。それで、このことについてはよその市では何ら検討をされていないところもありました。私どもは、この通知を受け取ってから十分に検討をいたしまして、とにかくおっていただきたいと、このことをまず申し上げてまいりました。その後、各課について、その所管する課について、これの意見の聞き取りもあったと思われますので、そのことについては十分、各課の方から県の方に対して要望がなされていることと思えます。

それから、基本計画の財源の裏打ちでございますけれども、基本計画は、基本的に財源の裏打ちはいたしません。いずれ基本計画というものは、施策の中で実施計画なり予算なり、ここで財源の裏打ちをしていくことになりますので、ここの部分では、その財源の裏打ちをいたしません。

それから、財政基盤強化計画で夢がなくなるということを言われましたけれども、もしこの財政基盤強化計画をつくらずに、我々がこれをほったらかした場合にどうなるかということでございます。そして、夢がある計画だけを描いていいのかと、こういったこともございますので、痛みは痛み、職員も一緒にございます。その中で痛みを感じながら、そして市民への、住民のサービスの部分、ここはできるだけ落とさず確保をしていくというようなことの裏打ち、その裏側として、この財政基盤強化計画をつくったわけでございますので、ここには夢がなくて当然でございます。

それから、基本計画上の実施の順番でございますけれども、この主要施策の中に掲げていく施策の順番につきましては、先ほど中村議員が御質問をされましたように、いろいろな評

価、大げさに言えば評価、ここの中でやりながら、優先順位をつけながらやっていくものでございまして、一概にこういった順番でやるかということはちょっと言えません。

それからもう一つ、議員のお手元に、10年間で実施した計画の総額をお渡ししておりますが、そこでは各部の集計をとっておりますが、各部全体としての集計はとっておりませんでした。その集計は106,000千円、端数がありますけれども、106,000千円になっております。

私に関連した部分については以上であつたろうかと思います。

以上でございます。

○副議長（吉田正明君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

私も、ずっとお聞きしながらまとめておりましたので、ちょっと漏れがあるかも知れませんが、整理して申し上げます。

まず、中山間地の総合整備のことをお聞きになりました。昨年、何回となく御質問をいただいて、結果はまだ今のところ出ておりませんが、これまで何回となく、前回は何回行ったかという御質問までいただきましたが、そのときには何回か行きましたという御返事をいたしております。そういうふうにして、我々も出向き、それから受益者である地元の方たちの代表団で副知事に会っていただいたりと、そういうふうなことを努力してまいりましたので、現時点で、来年度予算が確定されたということにはなっておりませんが、農林事務所、それから県の担当部局、やはり御理解をいただいていると、これだけの我々の動きに対しては御理解をいただいていると認識をいたしております。したがって、間もなく県の方も知事の査定が始まるのでしょうか、そういう段階だと思いますので、来年度は必ず実現されるものと信じております。

それから第2点は、さくら通りのことをおっしゃいました。ことしの7月ぐらいでしたか、オープン式典がありましたけれども、実は、これが、効果と言えば、あの通りが完成しましたので、いろんな皆さんが今から頑張ってくださいますから、そこから効果が出てくると思いますけれども、こういうことについて県が評価するという制度というのはないんです。やはり、皆さん頑張ってくださいたいということで県の街路事業として取り組まれたわけですから、県が明確なこの評価、評価の意味がちょっと私はわかりませんので、そういうようなことで、もし何かあれば、後でまた言っていただけたらと思います。

商店街の問題ですけれども、きのう伊東議員が御質問いただきました。その中で、全国の中心市街地においては人口の減少や空き店舗の増加などで衰退の傾向が顕著にあらわれていると、これは全国の問題。その理由は、車社会への移行、大型店の郊外立地、消費生活の変化、そういったことが相互に関連を持ちつつ進行したためであるというふうな分析をされております。そういうことで、全国的な傾向ということでまちづくり三法の見直しが行われて、

今からこれを鹿島としてもどうしていこうかというふうな検討に入っているという状況でございます。

それから、Uターン、Iターン対策を県との関係でどう進めていくのかとおっしゃったと思います。県のホームページをごらんになったと思います。「ネクストステージを佐賀県で」というホームページ。あそこを見ていただきますと、ほとんどの自治体の取り組み状況が載っていますけれども、当市もいろんな、観光名所とか、そういったことを初めからして、それから農業を始めたい方は、いつでも農業委員会へお越しく下さいとか、そういったもろもろの情報を五つか六つか挙げておりますから、ぜひこれをごらんいただきたいと思います。具体的に取り組むのは今からでございますので、新年度で皆様方にお示しをして、御審議をいただきたいと、こういうことを案として提案いたしますので、御審議をしていただきたいというふうな段取りでおります。

それから、もう一つ言われたのは、第2次産業の衰退の問題を言われました。製造品の出荷額とか、それから従業員数がかなり減っているんじゃないかと、当市に限らず非常に厳しい状況だと思います。ただ、企業誘致に関して、これを言っていたのかなというふうに思っていますけれども、ビバレッジは本社をこっちに持ってきてただけとかおっしゃったんですけど、120人新たにふえるんです。120人が見えるということは、消費効果がどのくらいあるのか。それから、片山畜産は105名なんです。今までゼロがそれだけふえるんです。だから、そういう努力はしていきますので、何とかこのことで製造品の出荷額もアップしましょうし、一步一步だと思いますけれども、取り組んでいきたいというふうに思っております。

ちょっと漏れたかわかりません。私の方からは以上でございます。（「企業誘致プロジェクト」と呼ぶ者あり）

企業誘致にもっと力を入れろというふうな御指摘を毎回いただいておりますので、企業誘致プロジェクト、これは発足をいたしております。市長を先頭に、部長、助役、それから関係課長、入れてですね、プロジェクトができていますから、企業立地セミナーとかというのが中央であります。そういったときに出ていったりして、特に企業立地促進特区の指定を受けましたので、これを一つの材料として売り込みに努力をしていきたいというように思っております。

○副議長（吉田正明君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

先ほどの中村議員の質問の中で、総合計画基本計画を策定するに当たって各課でつくられた計画書の総額は幾らかというような質問があったかと思います。その中で総務部長は、トータル的には106,000千円というふうに申し上げましたが、これはすべてがその総合計画をつくるために必要とした経費ではないと。その大半は事業を着手するに当たって、前提条件

として計画書をつくっておくということが前提としてある部分があるので、その辺、誤解のないように御理解をいただきたいと思います。

○副議長（吉田正明君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

さくら通りとスカイロードの県の評価というようなことでございますが、街路事業だけに つきましての評価をする機関がございます。これは、県の公共事業評価監査委員会という ような委員会がございます。これは、県が実施をした事業で、道路、あるいは河川改修、そう いうものの終了をした事業の成果や課題の事後評価を行うところでございますけれども、そ の中でスカイロードのことにつきましては、高齢者、あるいは道幅が広い、そういうことで あれば安心して渡りにくいと、歩く人を中心にした町並みをつくる必要があるのではなかろ うかというような公共事業評価委員会の中での意見が出されております。

以上でございます。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

先ほど総務部長から、夢がなくて当然と。私たちは何のために行政をやっているかと、暮 らしがよくなるように、そういう思いでみんなやっているんじゃないですか。（「とらえ方 が全然違う」と呼ぶ者あり）もう一回、じゃ、説明してください。

○副議長（吉田正明君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

先ほど一番最初に言われた中では、財政基盤強化計画には夢がないという趣旨のことをお 尋ねになったかと思います。ですから、財政基盤強化計画という計画につきましては、これ は住民サービスを確保するためにどういった節減をしていくか、収入をどこでふやしていく か、こういったことの計画でございますから、この計画については夢がないというようなこ とを申し上げました。

ちなみに、総合計画、今度改定いたしました基本計画の中では、夢をたくさん盛り込んで いるつもりでおります。

○副議長（吉田正明君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

財政基盤強化計画でお尋ねでしたので、私は部長が言ったとおりだと思っております。そ れは、結局、痛みを伴いますから、財政基盤強化計画は。その痛みの8割は、私ども職員数

を減らしてみたり、給料を下げたりして確保しますと、2割は住民の皆さん、どうか痛みを分かち合ってくださいと、こういう計画なんですね、そのこと自体は。ですから、財政基盤強化計画には夢の部分は載せておりませんが、この財政の基盤を強化することによって、この中から夢を実現するように実施計画等に盛り込みながらやっていくということです。そのところを誤解のないようにお願いします。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

財政基盤強化をして、財政が立て直って、そして基本計画を一つ一つ進めていくと、そういう言い方をして、手順よく説明されればわかりますけど、夢がなくて当然ですよと、そういうことをぱっと言われたら、ちょっとわかりにくいです、今の答弁では。

次に移りたいと思います。

国や県との関係ということで、私は真っ先に申し上げましたけど、ここに鹿島市の農業についての提言、これは商工もみんな一緒です。商工、漁業、みんな一緒です。本市にも出されたいし、行政側にも出されたいし、議会側にも出されたいと思います。そういう中で、この内容を見ますと、鹿島市の単独だけではほとんどできません。JR問題で、やっぱり対立している状況の中でも、これをやっぱり国とか県にお願いせにやいかんと、夢実現のために何とかしてほしいと、そういう願いがここに込められているわけです。ですから、対立は対立としてでも、やっぱり本市として、もっともっと県に行って要望活動すべきじゃないか、私はそういうことを言いたいんです。市長、いかがですか。

○副議長（吉田正明君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私も全く同感でありまして、そういう努力を今後も続けてまいりたいと思います。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

要望活動は当然するということですが、県当局は、合併できなかったのも、新規事業は認めないと、これは本会議の県会場で何回も言っておられます。ほとんどよその地区は今度合併いたしました。しかし、合併しなかったところが県内で何カ所か。恐らく、この合併しなかったところというのは、5年、10年、ほとんど新規事業は認められない。そんな感じがいたしますけど、市当局はその点どうとらえておられますか。

○副議長（吉田正明君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

新規事業を認めないと、はっきりおっしゃったですかね。優先的に、合併したところに回しますよと。財政が潤沢ならそういうことじゃないですけど、財政が逼迫して、どうしても足りない場合は、合併したところに優先して回さざるを得ないですよと、そういう方針じゃなかったですかね。ちょっと私は、新規は全く採択しないということを今まで聞いておりませんが。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

そこは言葉のとりよう、言いようで、合併したところを優先してすると。逆にすれば、合併しなかったところはできないと、私はそういうふうにとらえておりました。

次、企業誘致のところに移りますけど、やっぱり企業誘致というのは、プロジェクトチームをつくって、鹿島市だけの単独ではほとんどできないですね、やっぱり。国に直接、企業に呼びかけるわけでもない、いろんな会合の場で言わにやいかんと。真っ先に、私は、県の方に情報が来ると思うわけです。企業誘致の場合ですね。その点、情報収集、県から、県との関係、どのようにされておりますか、お尋ねします。

○副議長（吉田正明君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

誘致に関しては、いろんなケースがあります。直接見える場合と。ほとんど基本は県からの情報でございます。これは決して、今いろいろあるから情報が来ないとかなんとかなくて、当たり前情報が来ているんです。現に、今も来ているんです。ただ、それは、こちらの受け入れ側と先方さんの企業さんとの合意点が、いろんな条件面とかそういったこともあるかもわかりませんけれども、そういった状況があって実を結んでいないという部分もあります。ありますけれども、まずは我々は第一義的には、県からいただく情報をもとに動いているというのが基本です。現に、いただいております。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

県から情報が来て、間違いなく来ていると、安心しましたが、その結果が多久の方にまたできると、有田の方にもできると、そして前の議会で申しましたが、伊万里の方、武雄の方、次から次へといろんな新聞報道がされておりますけど、鹿島市にもやっぱり早く、若者が残るように、就職できるようにということで思うわけです。

それで、もう一つですけど、企業誘致の場合、いろんなデータありますが、インターから

15分以内のところに約80%というふうな話をよく聞きます。県の今度の振興策で高規格道路をつくるんだと、その点に関してどのように考えておられますか。

○副議長（吉田正明君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

業種によっては高速交通体系、いわゆるインターに近いところが、例えば、I C関係とかというのは、やはりそうかも知れません。ただ、我々はそういった条件には直接恵まれておりませんので、今の条件下でどういう形で誘致を図っていくかということに絞らざるを得ません。それは水であり、空気といえど空気であり、従業員の資質であり、そういったことで売り込みをやっているわけですが、現に、前回も申し上げましたけれども、平成七、八年ごろには、岐阜からとか、東京からとか、大村方に来ていただいたというようなことがありますし、絶対インターから15分でなければいけないということは企業の業種によってはまちまちかなと、それはあれば、それにこしたことはないと思いますけれども、そういった状況でございます。

○副議長（吉田正明君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

経営分離の同意と引きかえという議論、でしょう、結局は。そうじゃないですか。どうでしょうかね。じゃ、次のあれで、そうかどうか。

そうだとすると、結局、それは道路というのは整備された方がいいです。はっきり言えます。ただ、これは平成16年度に佐賀県が公表した道路整備計画、その中で県内の主要幹線道路4本、佐賀～唐津線、西九州自動車道、有明海沿岸道路、それから国道498号、これをその時点から20年以内に重点的に整備をしますと、そこに基本的に入っております、498号は。有明海沿岸道路もそうです。その上で、高規格にするかどうかというのは、これはまたそのもの自体、なかなか本当にそうなるだろうかという私は考えも持っておりますが、それ以外にも、これを今例えばやってもらうにしろ、長崎本線を失うことになるんですよ。私は、そうすることより、長崎本線の存続を選んでいくということです。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

企業誘致の件ですけど、以前、県の工業団地を鹿島市にぜひつくっていただきたいというふうな話があったと思いますけど、この点についてどういう動きをされたのか、県にちゃんと要望されたのか。

○副議長（吉田正明君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

ことしに、1回お答えしたと思いますけれども、県に要望していきたいということでお答えしておったと思います。これはもう既に出しております。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

その結果はどうなんですか。

○副議長（吉田正明君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

まだ、お返事をいただいております。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

市長ですね、企業誘致に関しては、やっぱり若い人たちが鹿島市に残っていただきたいと、多分思いは一緒だと思います。ですから、市長自身がこの件に関してはしっかりと足を運んでいただくと。対立は対立です。しかし、お願いするべきものはしっかりお願いすると、私はそうすべきだと思います。市長、いかがですか、その点。

○副議長（吉田正明君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私も全く同感です。今までも、去年か、ことしになってからの去年度ですね、部長さんが今かわられました、前の部長さんです。そのときも、私は直接出向いてお願いもしておりますし、今後もそのようなことをしていきたいというふうに思っております。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

プロジェクトチームをつくって、わざわざ本市の目標として何とかしたいということですから、これは結果を出していただきたいと、心からそう願っております。

次、さくら通りのことについて。

事業評価はどうか、私は何回もこのことについて、どうしてもあそこを通るたびに疑問を持ってなりません。というのは、中期的なまちづくりをするんだと言って、地元から要望がございました。私、産建委員ですから、その要望も聞きました、ちゃんと。ところが、

結果できたところは、片一方の方はしっかりと中期的なまちづくりできております。しかし、一方の方は、駐車場とか、まだ店舗も並んでおりません。これで本当に商店街のまちづくりができたのか。非常に疑問を感じるわけです。だから、事業評価はどうか、私は何回も質問しているんです。もう一回、教えてください。

○副議長（吉田正明君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これが竣工をする時点までに全部ふさがっておけば、それはもう満点ですよね。ところが、今そうはなっておりません。私自身も、その地権者に対して、この前も直接お会いしまして、いろんな構想もお話しをしておりますし、今後話し合いをしましょうというお返事もいただいておりますので、結局、竣工したすぐ効果がどうかと。これは普通ですね、その種の事業もありましょうけど、やはりこれは少し時間を見て、あの工事自体、あの事業自体の評価をしてもらいたいと。我々も、ああ、ようやくと中村議員から褒めてもらえるように頑張っていくます。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

商店街、全国的に厳しいと、何回も言われます。それは私も商売人ですから、わかっております。ことしの、ある会計事務所の方と話したら、去年も決算で悪かったですが、ことしはもっと悪いと。ことしの決算するのが本当にもう心配だと。商業者の方はどうやって飯食いよんさつとやろうかと、ある会計事務所の方の生の声です。そのくらい厳しい。ですから、やっぱり鹿島が活気づくように、そういう思いが私自身、あります。

これは、なぜ、私はこういうふうなことを何回も言うかということ、例えば、今度、計画書をもらいましたけど、計画書の数値、データいただきましたけど、商業ビジョン、平成4年ですね、16,270千円予算を使っておられます。商業ビジョンを作成されております。冊子ですが。そしてまた、鹿島市中心市街地活性化基本計画、これがまた11,000千円です。平成10年ですね、最初が平成4年。今度が平成10年。そして、さらにまた平成11年に鹿島市中小売商業高度化構想事業、これが7,700千円。いろんな計画をつくって、議論されて、計画をされて、つくったその結果が今のスカイロードであり、さくら通りです。新幹線問題で費用対効果、しょっちゅう言われております。両方合わせて、あそこは42億円です。鹿島市民3万3,000人として、1人当たり120千円の予算です。その費用対効果はどうか、私はそのことを感じます。これだけ計画書をつくり、これだけ議論されて、そしてその結果、店もできていない。できた店にも店舗があいている。どう思いですかね。

○副議長（吉田正明君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

私の方からは、計画書づくりそのものについて、その背景を御説明いたします。

今、お手元に各種計画書を差し上げておりますけれども、この計画書については、法律などで策定を求められているものがほとんどでございます。そして、そうでないものにいたしましても、市の施策の実現のために欠かせない計画書ばかりで、当然のことでございますけれども、計画なくして施策の実現というのはございません。すべて必要な計画書でございます。

そこで、計画づくりに当たっては、民間などからの意見を聞きながら、目的とか内容とかを損ねることなく、できるだけ安く仕上げたいと、そして手づくりでできるものは、そうすることを常に念頭に置いて作成した計画書でございます。

その実際の事業の経過、効果については、産業部長の方でお答えをしたいと思います。

○副議長（吉田正明君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

各種計画は、おっしゃるとおり、多額の金をかけて、商工サイドだけでも、今おっしゃった3種類。一番初めの平成4年のビジョンは16,000千円幾らかかかったとおっしゃった、そのうち10,000千円は県の補助なんですね。その時代とともに、計画書をつくるというのは、一つのその背景には国の政策の変更もありましょうし、ちょっとまた別な意味でですけども、首長、いわゆる市長の政策でつくるというケースもいろいろあると思います。ただ、私は、それがむだになっているとは一つも思っておりません。例えば、国庫補助事業に取り組む場合、補助の要件がきちとした基本計画を策定していることということになりますと、当然、その計画書を策定する必要がありますし、実際事業を施行するときに高度化資金あたりを使うと、そういった場合も一つの基本計画にのっとった計画があるかどうかというのが、その審査の対象になってくるわけですので、私は、計画はつくったばってん、一つも発展しとらんじゃなかかいとおっしゃいますけれども、やはりさっき市長も申し上げたと思います。すぐに効果が出るのかどうかということなんです。ただ、我々は幸い、まちづくり三法のことを何回も申し上げますけれども、今から商店街の人たちと行政と、何とか力を合わせて仕掛けをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○副議長（吉田正明君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

費用対効果は、先ほど部長が言いましたように、完成したけん、じき効果は何十億もかかった費用の全部取り戻せる、それはないですよ。例えば、新幹線で50年ですよ。50年で、

あのB／Cというのは計算してあるんですね。

私は、ここのさくら通りも、先ほど申しました、中村議員から褒めてもらえるように頑張りますと、それはもう少し話しますと、例えば、企業誘致の問題と私は絡めて、担当課に具体的に指示をしております。製造業だけじゃなかろうもんと、企業誘致という。あの商店に張りついてみたり、あるいは、例えば、まだ決めていませんが、バイパスが完成をしまして。これはまだ農業分野との議論がなっておりませんから。しかし、これがクリアできたとして、あそこの両側の沿線なりとも、そういう企業とか商店とか張りつけるようになるということになったら、そういうのも企業誘致ぞと。誤解せんごとしてください。207、そがんすっごとしたとか、そがんじゃなくて。例えば、さくら通りのあいているところ、あるいは空き店舗に、いろんなお店に来てくださいと、ファストフード店でも何でもいいと、そういうのも企業誘致だから、そがんとも頭に入れながら動いてくれという指示もしておるところでありまして、御指摘の数十億円かけてやったさくら通りも、さくら通りは10億円ぐらいですね。10数億円ですね、市の分も、県の分も合わせますとですね。そういうことで、今完成をしましたので、これから努力をしていきます。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

もう一つ、さくら通りとスカイロードの違いですね。スカイロードのときは公園が幾らかできて、機能的なまちづくりというか、ちょっと近代的なまちづくり。さくら通りのときは中期的なまちづくり。結局、計画書をつくって、まちづくりに取り組むと、その姿勢はわかる、それは行政の事務上、そんなふうになっているかもしれませんが、結果を見れば、まちがちぐはぐに見えるわけです。これは私ならず、皆さんそうだと思います。一貫性がないなということを感じるわけです。これはとらえ方だろうと思いますけど、私はそう感じます。そういう中で、今度のまちづくり三法でしょう。今後、今から計画して、来年度申請をして、そして事業に着手されるということでございますけど、そのあたりの全体的な関連、まちづくりの関連、その一貫したものがぜひ欲しいというふうに私は感じるわけです。いかがですか。

○副議長（吉田正明君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

さくら通り、スカイロードの町並みというのは、地元の商店街の人たちが一生懸命協議をされて、こういうパターンで行こう、それから建築協定までしかれて、自分たちでつくられて、こういう形で守っていこうという十分な議論がなされたものと我々は理解しております。議員の見立ては、またお違いになるかも知れませんが、やはり私は、趣旨はおっし

やるとおりなんです。そこに十分議論を尽くしておって、その町並みを考えていかんと、やはり将来的な問題ありますから、それはもう当然のことなんです。今後、まちづくり三法を踏まえて、どういうことにしていくかということでしょうけれども、町並みは形としてはできていますから、あとはまだハードも幾分ありますけれども、私は先日申し上げたのは、商店街の皆さんの熱意と情熱、これがやはり一番必要じゃないでしょうかと、そして我々の行政投資と一体化させて、いいものをつくり上げていまいしょうという話をしておりますから、その辺に意を置いて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

取り組む姿勢、熱意、それは当然のことです。ただ、全体的なテーマとしてちぐはぐでは困るなど、そのことを私は言っているんです。

次に、財政問題のことで、ちょっと気になることが、決算委員会でもありましたとおり、税収の未納の問題です。市税が295,000千円、そして国保の滞納税が280,000千円、多良岳パイロット3,400千円、保育所、それから福祉費、使用料、公共下水道、ずっと重ねたら、最近際立ってこういう数字が目立っております。基本計画を実行するためには当然、財政がよくなければなかなか進まないと思うわけですけど、その点、今後どうしようと思っておられるのか、お尋ねいたします。

○副議長（吉田正明君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

先ほどもお答えをいたしましたように、基本計画の中の主要な施策の項目というものは、そこでは財源の裏打ちとかなんとかは考えておりません。実施計画、あるいは予算の段階でその財源の検討をいたしていきますので、その中で財源の論議が出てまいります。

そして、徴収率ないし未納の額の問題というのは、もちろんこれは大変重要な問題でございますけれども、そこで実際に手当てをできる財源がどこから出てくるか、ここは实际的に当てはめる財源を考えていきますので、その徴収率、それから未納の額、それは大きな問題でございますけれども、その事業の実施に当たってそこを考慮するというようなのは、実際問題としてはやっております。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

じゃ、特別に税収と関係ないと。未収金の関係ないと、そういうふうにも聞こえますけど、私はやっぱり、取るべきものはしっかり取ると、協力してもらおうという姿勢が大事だと思い

ます。ですから、これはこの場ではこれ以上言いませんけど。

ただ、基本計画の中で公共下水道事業がありました。さきの決算委員会で、いろんな議論されましたけど、これが最初に公共事業着手されたのは昭和62年ですかね。それから約20年かかって、211ヘクタールですか、今現在。約30%の完成と、20年かかって30%の完成。今、納富分工区がされておりますけど、これまた約20年ぐらいかかるだろうと予測されております。あと、北鹿島もあるし、浜地区もあるし、古枝地区もある。結局、全部終わるにはあと40年、いや、もしくは50年ですか。今の財政の支出の状況では、そういうことにはなりはせんかと想像されますけど、その点、どういうふうに考えておられますか。

○副議長（吉田正明君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私は、さきの議会でも、今の納富分工区までは、これは家屋も連檐しておりますし、他の地区に比べれば投資効果は高いと、こういうことでやりますと。ただ、時代の変遷とともに、ほかの手法でやった方がいいとか、技術革新によって、いろんなそういう手法が出てきた場合には、そっちも途中でも、納富分工区までは今そのつもりですが、ほかの地区についてはそういうことも検討しなければいけないというふうに思っております。

したがいまして、財政との絡みで言いますと、一年一年は大まかペースを決めております。公共下水道特別会計側とはですね。大まか決めておりますから、そういうペースでやっていくとしてですね。しかし、いずれにしましても、今、全国の市町村は、もう既にやってしまったところは、この公共下水道事業については財政との絡みというのは、そう大きな問題ではないですね。しかし、私たちは、まだまだ道半ばであります。そういうことで、公共下水道事業に要する一般財源の繰り出しというのは、非常に厳しい中でも、やっぱり続けていくべきだというふうに思っております。

ちなみに、やはり近隣で申しまして、私たちよりまだ今からというところがあります。武雄市とか嬉野市、そうですよね。今から本当に投資が待っているんです。こういうところは、まだまだ、鹿島市よりまだ大きな財政負担がのしかかっていくだろうと。しかし、鹿島市はおかげさまで今の段階まで来ておりますので、今のペースを念頭に置きながらやってまいりたいというふうに思っております。

○副議長（吉田正明君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

先ほどの未納、未収の問題ですけれども、決して私はこれを軽視しているわけではございません。実際の事業に充てるときは、今あるお金をどう財源に充てるかという検討をしております。ですから、2億円から3億円ぐらいの未納がある、これはこの未納が完全にもし徴

収でき、納めていただくとしたら、それだけ政策の幅が広がってくるという関係にあるのかと思います。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

私は、ずっと今まで質問してきましたけど、要するに、基本計画をつくり、これから実行していかなければならない、夢を持って、本当、人々が暮らしやすいようにしなければならぬと、そういう状況の中で、鹿島市の財政状況、現況はどうなのか、財政基盤強化計画で削減をしなければならぬと、平成22年までは4億円ずつ減らすという目標があると、税収は全く伸びていないと、そして高齢化社会への突入と、そのための民生費、今後ますますふえていくであろうということが予想されるわけです。そして、基幹産業である農業も、現在のうも橋川議員、言われましたけど、ミカンのオレンジベルトがいっぱいあった、しかし、今は廃園になってきてしまっている。水産業も、ノリも、ことしはまた暖冬でかなり厳しいようだと。商店街の売り上げの減少も年々年々厳しくなっている。工業の出荷額も落ち込んでいる。従業員も少なくなっている。そういうもろもろのことを考えた場合、本当に基本計画をつくりました、財政の裏づけはないんだ、財政は後からなんだ、そういう話では私の耳には入りません。

今、着手している公共下水道は、毎年6億円近く投入されておるわけね、一般会計の方から。浜の酒蔵通りもこれから始めると。毎年、4軒、5軒修正するにしても、20年余りかかると。合併できなかったのも、県の優先的な事業もなかなか見込めないと。そういう中での基本計画の見直しされたものの、鹿島市単独では私は何ともできないと思うわけです。今のこういう状況が続けば、働き盛りの青年たちは出ていってしまう。そして、今、退職された、首になった方々、先ほど従業員の数も少なくなったと申しましたが、そういう方々は朝早くから福岡、久留米、佐世保と、いろんなところへ仕事に行っておられます。こういう状況が続けば、どうなるのか。私は、県と国と、やっぱり話すべきところはしっかりと話していただくということが大事ではないかを感じるわけです。

J R問題、対立は対立です。仕方ありません、それは。市長も信念、県当局も進めていくと、それは仕方ないことですが、やっぱりその対立の部分だけ、話し合うべきことはしっかりと話していただきたい、誠意を持って対応していただきたい、そのことをお願いしたいわけです。市長、いかがですか。

○副議長（吉田正明君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほども申しましたように、全く同感でございます。それで、結局、私の方は100%、新

幹線問題とほかのことと絡めているつもりはございません。県も恐らく、そういう気持ちでやっただけだと思いますので、そういうふうにしてまいりたいと思います。

○副議長（吉田正明君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

今回の選挙の結果は、市長、当選されましたけど、やっぱり相手候補にも7,800票余りが投じられております。それは新幹線問題だけじゃないだろうと思いますが、いろんなことを絡めて、そういう結果になっただろうと思いますが、やっぱり市民の皆さんの心の中には、声なき声、何とかしていただきたいという声がしっかりあると思います。私は、そういう意味で、もっとオープンな議論しやすいような場をつくっていただきたいと、そういうふうに思っております。

これで終わります。

○副議長（吉田正明君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

オープンな場に私も極力出るようにしておりますし、県の方もそういうふうにしていただきたいと思っております。

それで、市民の皆さんとも、これはもう十分意見を聞きながら、例えば、区長会とも何回も話し合いをしておりますし、個々の区長さんについてもいろんな要望事というのも今まで以上に、例えば4期目まで以上にですね、回数で言えば倍以上、そういうことを集落としてのいろんな悩みとかも、私と直接お話をしております。

以上であります。

○副議長（吉田正明君）

以上で15番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

12月9日から11日は休会とし、次の会議は12月12日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時52分 散会